

令和6年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和6年12月12日）

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において3番山崎瑞紀さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案6件、女鹿議員からの意見書案1件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

質問順序 5、議席番号 5 番、川野敏夫さん。

一つ、令和 7 年度予算編成について。

一つ、歌志内市の働きやすい環境づくりについて。

一つ、市民の声について。

以上、3 件について。

川野敏夫さん。

○5 番（川野敏夫君） おはようございます。今回、3 件の一般質問をします。

件名 1、令和 7 年度予算編成について。

新年度予算編成の時期でしょうか。最終査定の日程は把握しておりませんが、今年度において市民より寄せられた要望が組み込まれているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。ちょっと一時、時計が動かないみたいです。

暫時休憩します。

午前 10 時 02 分 休憩

午前 10 時 03 分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、再開します。

川野敏夫さん。

○5 番（川野敏夫君） ①コンパクトシティの推進について。

歌志内市住生活基本計画を進めるに当たり、市営住宅の空洞化が止まりません。入居率が 55% を割っており、空戸周辺の草刈り、清掃などに手が回らず、不衛生になり、冬期間の除雪には住民の負担、不安が絶えません。地域ごとに順次計画を立てて進めておりますが、集約が追いつかず、市営住宅の歯抜け状態が目立ってきております。コンパクト化を目指す上で、問題点は計画で把握していると思います。それに対応できる予算が必要かと思いますがいかがか。

②除雪に関する当初予算について。

市道の除排雪予算については、ここ数年大幅な補正を伴っております。事業そのものに支障となつてははませんが、補正ありきの当初予算となっていると思えるので、除排雪の重要性を考え、考慮すべきと思うがいかがか。

③歌神地区集会所の屋根修繕について。

一昨年屋根点検により、大規模に修繕が必要となったようだが、地区では早期の手当てを要望しています。検討されているのか伺います。

④市独自の給付型奨学金制度の創設について。

このことに関しては、年度ごとに訴えております。教育の格差是正と安心して子育てのできる世代の支援に重要かと考え、来年度の編成を望むがいかがか。

⑤炭鉄港推進協議会加入に伴う予算について。

ロマン座の登録後、既に計画はされていると思うが、今後どのような発展が予算に計画されるのか伺います。

⑥観光振興計画の重点について。

歌志内市観光振興計画にあるチロルの湯、雲海の里かもし岳、道の駅チロルの湯、その他、それぞれに要望があると思うが、計画に沿った支援が必要となるがいかがか。

⑦歌志内の伝統、芸術、文化の継承について。

それぞれに費用対効果を問われると思うが、歌志内現状の身の丈に合った検討を願いたい

いかがか。

⑧地域づくり活動支援補助金の使い勝手について。

この制度はスタートアップ機能の3年期限とあります。町内会活動には継続される事業が多く、この制度だけでは活動が途切れてしまう。事業継続のために、これに代わる制度の創設が望まれるがいかがか。

⑨市庁舎の計画について。

庁舎耐力度調査の計画があったが、その進捗とともに、今後予算編成の計画はあるのか伺います。

⑩市長の選挙公約実現への予算について。

再生可能エネルギーとして新たな産業創出への具体的予算の検討はされるのか伺います。

件名2、歌志内市の働きやすい環境づくりについて。

①ナチュラル・ビズについて。

働きやすい服装について既に展開されているナチュラル・ビズですが、管内でも相当浸透しております。当市においてもゼロカーボンシティを宣言し、省エネ、節電をうたっておりますので、TPOを遵守して速やかに取り組むべきと思うがいかがか。

②歌志内市職員の働きやすい環境について。

思うときに、今、職員の途中退職についてはゆゆしき事態だと感じております。歌志内にとって、人口減少、少子高齢化への多くの対策が急務であり、それに対応しようとする職員の退職は非常事態です。市民サービスを第一とする政策の根本に、まずは市職員こそを大切に育てることが優先すると思うがいかがか。

件名3、市民の声について。

10月に開催した議会報告会にて、市民から寄せられた意見について、議会だよりに掲載しました。対応を伺います。

①児童館等一元化施設建設工事というと、あまり自分に関係のない工事だろうと思う。完成後には身近な施設になると思えるようなタイトルがあったほうがよいのではないか。

②この工事の計画についての広報はあったが、進捗も随時示してほしい。

③移動手段の少ない高齢者にはタクシー券が足りない。

④点在している歌志内の古い貴重な書物、資料を収集し、取りまとめて保管すべきだ。

⑤道の駅入り口の花壇は、町内会にて地域づくり活動補助金を活用して行えたが、今年で3年間を終了する。今後について指定管理者の動向はどうか。

以上でございますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） おはようございます。

私のほうから、件名1、令和7年度予算編成についての①から③について御答弁申し上げます。

初めに、①コンパクト化に対応する予算についてであります。

本市における住宅施策につきましては、本年3月策定の住生活基本計画並びに公営住宅等長寿命化計画に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた老朽住宅の用途廃止、既存住宅の維持管理を中心に取り組むこととしております。

各地区に居住する住民が負担に感じている、または不安に感じている場合、個別に対応させていただき、移転に際しては必要に応じ、他団地へあっせんするよう入居者の意向を踏まえながら円滑な住み替えを進めてまいります。

現在、上歌地区及び中村中央地区を重点地区としており、集約で必要とされる移転に伴う費用負担の軽減措置等を新年度予算編成に向け検討してまいります。

次に、②除雪に関しての当初予算についてであります。

除排雪の予算は、過去の実績の平均等を基に計上しておりますが、昨年は平均を上回る降雪があったため、補正をいたしました。当初予算の編成に当たりましては、降雪量を見込むことが困難であることから、過去のデータなどを基に、市民生活に影響を及ぼさない除排雪を強化できるよう、予算確保に努めてまいりたいと思います。

次に、③歌神地区集会所屋根修繕についてであります。

一昨年、業者が点検した際に、鉄板のずれを確認の上修繕を行いました。新年度の予算編成においては、屋根を塗装で施す費用の計上を検討することとしております。

私からは以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、件名1、令和7年度予算編成についての④、それと⑦、件名3、市民の声についての①、②、④について御回答させていただきます。

まず、件名1、令和7年度予算編成について。

④市独自の給付型奨学金制度の創設について。

これにつきましては、本市の奨学金制度は貸与型ですが、市内に居住し、市内外を問わず民間企業に正規雇用された場合は、その期間は返還免除としているため、給付型の要件も兼ね備えており、高校卒業後に就職される子どもたちとのバランスも考慮すべきと考えることから、現時点では現状の制度を維持と考えております。

次に、⑦歌志内市の伝統、芸術、文化の継承についてでございます。

議員御指摘のとおり、本市の行政運営は、限られた予算の範囲で執行する必要があることから、身の丈に合った事業を取捨選択することが重要と考えております。このため、その限られた予算の範囲で、伝統、芸術、文化の継承に努めてまいります。

続きまして、件名3、市民の声について。

①児童館等一元化施設建設工事についてでございます。

まず、名称についてでございますけれども、施設の名称を、例えば歌志内市コミュニティセンターを公募により、うたみんとしたように、本施設についても、令和7年度中に公募により決定したいと考えており、どのような形で実施するかは今後検討いたします。

続きまして、②工事の広報についてでございますけれども、今年度の工事について、敷地造成や建物の基礎に係る部分の工事であるため、大きな進捗がないことから広報をしていませんでしたが、今年度の工期がある程度終了した時点で、市広報紙やホームページにより広報したいと考えております。また、令和7年度は建物本体の建設が始まるため、できる範囲で、随時、市広報紙等により広報するよう努めてまいります。

続いて、④の点在している歌志内市の古い貴重な書物等についてでございますけれども、本市の歴史的な資料については、原則、郷土館で保管、展示とし、他の古い貴重な書物や資料についても、保管場所を検討し、収集にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 改めまして、おはようございます。

私のほうからは、件名1、令和7年度予算編成についての⑤、⑥、それから⑩、それから、

件名3の市民の声についての⑤について御答弁申し上げます。

まず最初に、件名1の⑤炭鉄港の加入に伴う予算の関係でございますが、旧上歌会館、通称悲別ロマン座につきましては、これまで御説明してきたとおり、来年度、日本遺産構成文化財として登録を目指しており、観光施設としての安全面の考慮や入会した協議会への負担金などの費用が必要となります。このほか、魅力的な観光資源としての活用を推進するため、同施設の説明看板の設置、セキュリティー対策の強化や、地域おこし協力隊によるミニイベントの開催に係る費用などの予算計上を検討するとともに、施設の老朽度合いを確認するための施設現況調査などの費用についても予算の計上を予定しております。

今後におきましても、炭鉄港にちなんだ食、ガイドツアー、グッズの開発、季節にちなんだイベント開催など、石炭産業により発展してきた本市の歴史や文化を次世代に伝える、つなぐための教育的資源としての活用も図りながら、地域活性化の起爆剤の一つとして進めていく考えでございます。

次に、⑥の観光振興計画の重点についてでございます。

歌志内市観光振興計画は、観光振興を政策的に推進していくために、総合的、体系的に進めるための計画であり、課題の整理、目標の設定、具体的な方策などを盛り込み、計画を策定したところであります。チロルの湯をはじめとした市内の各観光施設等を有機的に連携しながら、当たり前から新たな価値や駄目探しからすてきなこと探しなど、観光振興の変化が求められているものと認識しております。

このため、現在進めております歌志内市観光まちづくり推進会議におけるイベントの強化や観光資源の活用など、様々な議論を重ね、そこから見えてくる課題やその課題解決に向けた必要な費用などを含め、取組が重要であると考えております。

今後におきましても、計画に基づく各種取組の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑩の市長の選挙公約実現への予算についてでございます。

再生可能エネルギーへの取組につきましては、石炭産業のまちから再生可能エネルギーのまちへの転換を模索するもので、砂川火力発電所の廃止に伴い、空知炭礦株式会社による石炭の露頭炭採掘事業が終える予定となっており、カーボンニュートラルの実現を目指す電力会社において、空知炭礦株式会社敷地内での風力発電事業に向けての風況調査が行われているところであります。

市といたしましても、今後、石炭に代わる再生可能エネルギーの取組を進めるため、空知炭礦株式会社とともに風力や太陽光発電の可能性について調査・研究を実施し、新たな産業と雇用の創出に向け検討を進めることとしており、その中で、具体的に必要な予算化についても検討していく考えであります。

次に、件名3の市民の声についての⑤になります。道の駅入口の花壇の件でございます。

道の駅入口の花壇につきましては、令和3年6月に町内会連合会が中心となり、商工会議所、市の共催による産官民が連携して始めた取組の一つで、コロナ禍にあり、医療従事者等への感謝の意を示すとともに、まちに元気をつけようと、シンボルカラーの青色の花を植栽する青い花アクション事業として、道の駅入り口のほか市内3か所で各町内会・自治会が協働で取り組まれてきた活動の一つと捉えております。現在まで継続して取り組まれている地域の方々に、改めてその行動に敬意を表するところであります。

各町内会・自治会におかれましては、地域の高齢化と地域活動の担い手不足が深刻な課題であるものと認識しております。ですが、道の駅の指定管理者につきましては、施設の管理・運営を行っていくこととなり、敷地全体の日常点検などは管理の範疇にありますが、花壇整備ま

での取り決めはなく、今後において指定管理者の意向を確認していきたいと考えております。このため、現段階におきましては、可能な限り継続しての各地域での取組に期待しているところで、地域の方々のまちづくりや環境美化活動への御協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） おはようございます。

私から、件名1の令和7年度予算編成についての⑧地域づくり活動支援補助金に代わる制度の創設について、御答弁申し上げます。

本件につきましては、これまでも同様の御質問を受けているところでございます。町内会・自治会の皆様が、各種地域活動に取り組み、環境美化をはじめとする地域づくりに大きく貢献いただいている一方で、役員の担い手不足や物価高騰等の影響も重なるなど、厳しい活動状況にあることは把握してございます。市といたしましても、これまで地域課題や継続的に実施する必要のある活動への新たな支援制度の創設に向けて、関係所管においても検討を進めるように、庁内会議を通じ情報共有を図ってまいりましたが、様々な現行制度との兼ね合いも含め、制度設計に苦慮しており、新年度予算への反映については見込めておりません。

引き続き、地域ニーズに応えられるよう、新たな支援制度の実現に向けて、庁内での検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1の⑨及び件名2につきまして御答弁申し上げます。

初めに、件名1の⑨市庁舎の計画について、その進捗と今後の予算編成の計画についてでございますが、耐力度調査につきましては年度末に調査結果を受ける予定となっておりますが、現時点での調査状況について委託事業者に聞き取りをしたところ、躯体の強度については設計基準強度を上回る結果が出ているとのことで、現在は設備等についての更新費用の積算を行っている最中とのことでした。

躯体は緊急を要する程度の状態ではないため、今後は正式な調査結果を受けた後に、住民意見を把握するための調査の実施を含め検討していくこととなりますが、今後の検討状況によっては、必要な予算について計上していくことを考えております。

次に、件名2、歌志内市の働きやすい環境づくりについての①ナチュラル・ビズについてでございますが、北海道をはじめ近隣市町でもナチュラル・ビズの取組を進める自治体が増えてきています。省エネや仕事効率を意識した働きやすい服装は、今後もより一般的となりつつあると思われませんが、服装については、一人一人が判断して、軽装等を行うため、TPO、いわゆる時と場所と場合に対するルールや、具体的なイメージを示すことの必要性、来庁者の評判等についても検討していく必要があると認識しており、内部にて検討を行っていたところでございます。

これら懸念事項についても結論を出しながら、できるだけ早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。

最後に、②歌志内市職員の働きやすい環境についてでございますが、本市に限らず多くの自治体では、職員の途中退職を含め人員確保に苦慮している実態があります。社会全体の仕事に対する考え方の変化や、人口減少による労働力不足など様々な要因があると言われており、本市も職員の欠員を補うために、年度途中で何度も職員採用を実施している状況にあります。

職員も市民の一人であり、さらに本市にとって職員は貴重な地域の担い手でもあります。職員を採用する際には、歌志内に愛情と誇りを持って取り組むことができる職員を確保するよう努めているところでございます。

御質問の内容は、職員の育成についてかと思われませんが、職員は採用後、職員としての心得研修や行政能力全般の研修、専門的な分野での研修など、様々な研修の機会を設けて育成するようしておりますが、特に上司に当たる管理職員については、いわゆるハラスメントとなるような言動に気をつけ、互いを尊重し合う態度で接するよう心がけております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 私のほうから、件名3、高齢者へのタクシー券が足りないという市民の声についてであります。75歳以上の高齢者に年間6,000円分の利用券を交付しております高齢者外出支援交通機関利用助成事業のタクシー利用券ですが、今年度から本格実施している高齢者市内お出かけ事業のタクシー券の利用という点が共通することから、一本化や事業の精査について検討しているところであります。

高齢者市内お出かけ事業が本格実施してから1年が経過していないこともあり、制度の趣旨目的等を整理するにはもう少し時間が必要と判断しており、対象者や利用券の交付額などを引き続き慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） ありがとうございます。

順番にはいかないかも分からないので、すみませんけれども。

まず今のコンパクトシティの推進なのですけれども、今、上歌をやっています。以前に期限を設定しないで集約するのだというふうには聞いたのですけれども、この計画の中で、例えば上歌の場合、6割ぐらいが上歌から出たくないと言っているような状況だったのですよね。ぼつんぼつんとは行っているようなのですけれども、そんな体制で今後とも、できるだけ早く出てという格好ではないのでしょうか、やはりそういう状態、期限を設けないでということの継続ということによろしいのですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 当初はこの計画を進める上で、住民説明会等を行った際に、建設課のほうの説明不足もありまして、反発を買った部分もあったのですけれども、住まれている方は、なかなか住み慣れたところから移動するのが大変だという部分と、やはり高齢になると引っ越し自体がすごく大変になるという、そういう実態がございます。でありますので、何年以内ということは強く言えないのかなと考えているところでありまして、この移転に伴う移転費用でございますけれども、新年度に向けては若干アップするような形で考えているところで、それも含めて移転を促していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 今、移転費用も聞こうかなと思ったのですけれども、考えてくれるのであればそれで。ただ、いる間、かなり除排雪を気にしてられるのですよね、今おられる方が。その辺は、今までどおり住んでいる人たちが苦慮しないような格好でやってもらえるということによろしいですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） その辺も、町内会長をはじめ、いろいろ相談を受けております。

本当に1棟に1戸2戸しか入っていない部分もありますけれども、その辺は、当課のほうで対応していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 上歌の件で少し心配なのが、相当幅広くワインをやろうということで、遠藤さんが頑張っています。ぼつぼつと歯抜け状態になって、上歌地区というのが、こんな言い方どうか分からないけれども、寂れてしまうという、そんな気持ちになるのです。だから、どこか優良な住宅を残して、そこへ、今上歌から出たくない人に集まってもらってというような、そんな考え方にはできないものなのではないでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 上歌の住宅そのものが昭和の住宅が多くて、今の1か所に集めるという考え方もいいのかなと思います。住宅そのものが老朽化しているという部分がありますので、そこに新しいものを建てるというのもまた難しい部分もあるのかなと思うところがあります。その考え方として、受け止めていきたいなと思います。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 上歌はこれからどんどん発展していくのかも分からないので、せっかくいる人たちが、ここで遠藤さんと一緒に頑張るのだというような格好になってくれば、歌志内のそれこそメインの観光地になるのではないかと、そんな気持ちもあるのですけれども、その辺もう一回、町内会長と相談して、上歌がいい方向になるように、みんなで相談したいと思います。

それで、除雪の当初予算なのですけれども、ここ4年ばかり、当初予算が七、八千万円、そして補正が三、四千万円というような格好になっています。だから、やはり雪の量の変化も当然ありますけれども、除雪に関してはやはり相当皆さん、歌志内の除雪はすばらしいと言ってくれているので、除雪にもうちょっとお金を使ってもいいのではないかなと思うのですけれども、その辺は優しい気持ちでこれだけに抑えているのですか。もうちょっと使ってもいいのではないかなと思うのですけれども。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 今、議員がおっしゃられたように、ここ令和2年から、降雪量が14メートルを超えるような、令和元年度で言いますと7メートルにも達していないという、倍の降雪になりまして、そこで補正ということが発生しているわけなのですが、間違いなく除雪は起きますのですけれども、やはり雪の量です。今年はまだ昨年と比較すると11月はかなり少ない状況にあります。この先はちょっと分かりませんが、そういったやはり雪の年間シーズンを通しての雪の量によって、除排雪の金額というのが、もう倍に膨れ上がるという状況になってしまいますので、平均を取ってという当初予算の組み方をしているのですけれども、市全体的な予算という部分もありますので、その辺は、ほかの事業と均衡を図りながらといますか、除雪だけをというのはいちばん厳しいのかなという部分もありますので、その辺は、財政サイドともいろいろ相談しながら、予算確保に努めたいとは思っています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 除雪の苦労は私も十分分かってはいますので、何とか皆さんが困らないように。

奨学金の件なのですけれども、今の制度で何とか今後ともと言うのですけれども、この中で、卒業後戻って、近隣に正社員として就職されたら、その間は免除するというようなのですけれども、なかなか歌志内に戻ってきて、歌志内に就職するというのはちょっと厳しい状態が

あるのかなど。それで、もし歌志内に戻ってきた人が、近隣に雇用された場合に、雇用先も少し何か支援があっても、そうしたら雇用しやすくなるのかなど、そんなふうにも考えるのですけれども、そちらのほうの支援などは考えられないですか。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 地元に住んでいただいて、市内外を問わず正式正規雇用をされればという条件ですので、さらに雇用先まで何か助成制度とかというのは、ちょっと困難と考えます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 教育次長はそう言っていますけれども、市長はどうですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 雇用対策とか、そういう観点の話になるかと思うのですけれども、確かに過去にはなかったような気がするのですけれども、就職した雇用助成金のような、ハローワークのほうの雇用助成金という制度もあるので、それは新卒者、新規学卒者対象とか、いろいろくくりはあるのですけれども、それに対して、ほかのまちでも定住対策というところで、地元の子どもたちや、議員がおっしゃったとおり、歌志内での就職はなかなか難しい状況なものですから、うちの出身の子どもが就職した場合に、事業所に対しての助成ということをやっているまちもあるようでございます。その辺のところは、どの程度できるか、これはまだ検討・研究しなければならないかなと思いますので、どちらかという、定住対策とか、そちらのほうの観点で考えていく必要があるかなと思います。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 何とか出ていかないように、戻ってきてくれるように、いろいろな対策を考えたいと思います。

炭鉄港なのですけれども、根っからの炭鉱夫なので、このいきさつというか、初めの発想がちょっと腑に落ちないところがあって、ということは、例えば寂れた炭鉱跡、それから廃線が近い鉄路、ちょっと下火になった鉄鋼、静けさがある港などというイメージが、始まった頃、私たちにあったのです。それに、ある程度資金を、そういう市町から資金を集めて、そして協議会というような格好のイメージがあったので、最近では、例えば少しの負担金は必要なものでしょうけれども、少しずつ認知されてきた感じがあります。

それで、例えば今言っていたロマン座なのですけれども、あれを正式に遺産として残すために、多額の資金が要するというような話は聞くのですけれども、その多額というのがどの程度なのかというのが全然見えてこないのです。この後言うか言わないかあれですけれども、こもればの杜なども多額の資金がかかります、多額の資金がかかりますと言うけれども、その多額というのはどのくらいの見当なのか全然見えてこないで、もし、今回ロマン座に限って言うと、ロマン座をどの程度修復して、将来的にロマン座を見に来てもらうというのには、修復するにはどの程度お金をかけるつもりなのか、その辺、金額的にこのくらいというのを雑駁で結構ですから、教えていただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） やはり経費というか、そういったことが気になるころがあると思います。

まず、前提条件の話をさせていただきたいのですけれども、炭鉱遺産で、炭鉄港でこれから日本遺産の構成文化財として登録に向けてしていくわけなのですけれども、これは、保存・伝承・活用と大きく三つに分かれているわけなのですけれども、保存というカテゴリーでいく

と、現状のまま保存をするという場合、それから伝承という部分は、ある程度修復しながら、もともとのものを伝えていくというようなことを考えること、それから活用は周辺整備を含めて、観光の資源としてどんどん活用していこうという、ちょっと発展的な考えになりますけれども、それによってかけるお金というのは相当変わってくるということになります。

私たち今のところは、そのところがまだ今、実は構想という話がたまに出るのですが、実際はなかなか見えてきていないです。というのは、炭鉄港というカテゴリでの価値と、それからロケ地での価値、それから最近分かってきて、今お話を言っておくのですが、あの建物を設計した設計者の方が有名な方ではないかということも分かってきました。そういった意味で、あそこに三つのジャンルの価値が出てきているということがありますので、その辺のところは、実は皆さんといろいろ議論をしながら、今後のいわゆる方向性、先ほど上歌地区というお話がありましたけれども、観光の拠点というカテゴリでの上歌地区の開発ということも、どこかに考えてくることも必要かなと考えますので、これは次期総合計画、総合戦略の中も含めて、皆さんとお話ししながら進めていきたいなと考えておりますので、もうちょっと時間を頂きたいと思ひますし、来年度の予算に向けて、その辺のところの金額が分かるような調査をしていきたいと思ひますので、そういうところで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そうですね、みんなで考えましょう。

ちょっと飛ばしますけれども、市庁舎の計画についてなのですが、説明では、私の判断で、近々の建設予定はしないと、老朽設備の更新、そして防災の拠点として体制維持に努めると、こういうふうに私は理解するのでありますが、それ以外に、もうちょっとここにも手をかけるよというようなことがあるのでしたら、教えてください。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 現在、調査をしている段階でございまして、途中経過で聞いた部分ですと、この建物はもう少し緊急に、ここ1年とか2年で危ないというようなことではなさそうなので、まずは、川がすぐそばにあるものですから、防災上のリスクがあるというものは変わりませんので、それらも含めて、どう考えていきたいと思いますかというところでございまして、選択肢としては、ここをこのままりフォームというのでしょうか、造り直して、手を加えて、何とか洪水の対策、防災の拠点としても役立つような方法だとか、あるいはどこかの場所にある施設を改修して移転をするだとか、あるいはもっとほかの場所に新しく建てるだとか、そういうような大きく分けると三つぐらいのパターンになるのかなというところで今考えてはいるところですが、これらも、勝手に決めるわけにもいきませんので、フラットな状態で資料を見せて、市民の皆さんとともにちょっと考えていく時間が欲しいというところでございまして。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） その先へ行きますと、市長の選挙公約、再生可能エネルギー、新たな産業創出をするよと。これは人口減少対策にはもうこれはなくてはならないという格好です。当然のことですが、雇用がなければ人は集まらない、また人の流出も多くなるということで、市長の、大げさではない、政治生命をかけてやらなければならないことだと思ひます。

それで、歌志内にまだまだ活気があるなと思ひたのが、先日のビールパーティー、言って悪いけれども、あれだけ高齢者が集まって、あれだけ盛り上がったのですから、まだまだ歌志内

にもパワーが残っているなと思いますので、その新産業という格好にはならないかもしれないですけども、高齢者もまちづくりに参画してもらうような、そういう企画というか機会をつくって、あのパワーのある高齢者を使いましょう。そういう何か企画が欲しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 本当に今、議員がおっしゃるとおり、先週のビールパーティーは4年ぶりということもあったのでしようけれども、それにしても、予想する以上に人が集まっていたいて、大変盛り上がったと私も感じて、ちょっとやりすぎたと思うところもあるのですけれども、本当に活気がまだまだあると。やはり、ああいったイベントというか、集まりをする機会を増やしていくことが重要だなとつくづく感じました。前、議員がおっしゃったとおり、盆踊りなどもまさにそうだと思いますし、そういった過去の風物詩ももう一回呼び起こすというようなことも、実は今、先ほど答弁でもお話ししましたがけれども、観光まちづくり推進会議というのを進めているわけなのですけれども、その中でも特に委員の6名の方から言われているのは、今やっているイベントの強化、新しいイベントをすることも大事なのですけれども、今やっているイベントをさらに強化して、地元の人に参加しやすい、参加する、そんなことを考えようというような話が出ていますので、そういったことを含めて、いろいろな仕組みというか、機会を増やすような仕掛けをしていきたいと考えています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） あのパワーを何とか利用したいと思います。少し過ぎた人もいるけれども、申し訳ないです。

ナチュラル・ビズですけども、一部事務組合などの会議に出ると、大分ネクタイのない人が目立つようになってきて、エレベーターなどで一緒になっても、歌志内はネクタイしているのなんて言われるぐらいなのです。その辺、もうかなり浸透しているので、今言うように、その辺のTPOをきちんとわきまえられるような方策は必要ですけども、何とかその辺を準備していただきたい。

歌志内の市民サービスするのに、ホワイトカラーは要らないのかなと私は思うのです。

最近、1階、市民課の市民の評判はかなりいいのです。先日、マイナンバーカードを登録したいということで、うちの町内の高齢者を連れてきたのですけれども、私、その場所から離れて、若干してから戻ってきたのですけれども、いやいや、あのお兄さん親切にやってくれたわというようなことで、大体市民に対してそうやって思われるのが、1階の役目だと思うのです。その辺、市役所の業務がこれが第一なのでということを見ると、恐らく市民課長の指導なのかなと思うのですけれども、そう考えてよろしいですか、課長。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 身に余るようなお言葉もあるみたいなのですけれども、うちとしてはやはり新しいことにはチャレンジしていきなさいという話は課に特にしています。当然ながら、マイナンバーなどは本当に新しいことで、保険証については12月2日からなくなると、いろいろと広報だとかでやっています。ホームページにもあります。ただ、そんなことを書いたからといって、簡単に市民の方が理解できるのか。正直言って、フェースツーフェース、マンツーマンで対応して、せっかくここまで来たのだから、その日のうちにきちんと終わらせようという覚悟で、うちの職員には言っているつもりです。すぐ出せるものは出せる。待ってもらうものは待ってもらう。ただ、相手は人間ですので、きちんと説明すれば理解してもらえらるだろうと。そういう中で、ただ誠心誠意、対応しなさいということは、全課のグルー

プに対しては申しているところでございます。

〔「すばらしい」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 昨日の答弁の中に、報・連・相という言葉が何回か、そちらからやらこちらからやら聞こえたのですけれども、市役所の業務、それぞれの課、報・連・相、コミュニケーションというのは一番大事だと思うのです。各所管が、報・連・相、上司と部下のコミュニケーション、これは恐らくばっちりだと思うのですけれども、そのばっちりさが、今回退職される人が若干見えるというのがなくなるために、こういうコミュニケーション、それから報・連・相、そういうのが必要だと思うのですけれども、昨日、報・連・相を使っていた建設課は報・連・相、コミュニケーション、上司と部下のコミュニケーションはすばらしいのかなと思うのですけれども、建設課長、すばらしいですか。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 自らすばらしいとは言えないですけれども、私も建設課、4月から来ておりますけれども、一番建設課は、この後いろいろ質問があると思うのですが、道路の関係ですとか、除雪の関係、住宅の関係、いろいろな問合せなり、苦情なり、いろいろありまして、そこにすぐ現場を見に行かなければならないという状況があります。そういったものを常に報告を受けるようには、うるさく言っているつもりではいません。その辺、職員も理解していただいて、今はすぐどこどこ行ってきます、こうでした、ああでしたという報告を受けるようになっております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そうなのですよ。ちょっとした拍子に、どうしてあの人は退職してしまったのだらうなどという話を、時々聞くのですよね。恐らく20年間も新規採用されなかったというブランクがあって、なかなか若い人たちのこぼしを聞いてやるという環境に今なっていないのかなと思うのです。若い人たちが、課長、実はねというような感じになれば、やはり独りで悩むということもないのかなと。そういう環境があつたら、今までせっかく育ったのに、ちょっと退職されてしまったなというのがなくなるのかなとも思うので、せんだって山崎議員への答弁の中に、私もメモ書きで走り書きしたのですけれども、組織は職員が協力し合って団結するのだという走り書きがして、何か見え隠れしているのですけれども、最終的には管理職のリーダーシップが重要だよという言葉も聞きました。それが本当は上から下までという各課でそういうふうな浸透していってくれば、やはり人材が退職されるということも少なくなるのかなと思って、その辺のところ、公務員というから当然やはり市民のための公僕にならなければならないのしょうけれども、その辺を育て上げるというふうに、例えば新規の人材に指導するに当たって、こんなことを気をつけなければならないのだよ、こういうことを気をつけてやっているというのがあれば、副市長、教えてもらいたいのですけれども。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 非常に自分も世代が変わっている子たちが採用になっている職員がいる中で、すごいジレンマというか、ギャップをすごく感じながら、実は課長になったときからそういうことを思いながら進めているところなのですけれども、我々がバージョンアップは多分できないのです。できないのですけれども、考え方を少しアップしていくことをしなければならぬというふうに、若い子たちの考え方に少し寄り添うような気持ちで接するようには努力をしております。

決して考え方とかそういうことを否定するのではなく、それを理解するというのを、まず

大前提に置いて、日々、若い職員と話し合う機会をなるべくつくるようにするということが大事かなと考えています。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） そういうことなので、いたましい人材がいなくならないように、何とかみんなでこぼしを聞いてやるというのがいいのかなと。こぼしてくるような人材であれば、やはり立ち直るといえるのかな、育てがいもあるのではないかなと思うので、そういう環境のある市役所にしていきたいと思います。

最後に一つ、飛ばしてしまったのですが、観光振興。コロナ禍のときに国の交付金や何やらでいろいろな助成、補助があったのですが、コロナが終わって、例えば宿泊施設だとか何とかに一段落してしまって、営業の体制が元に戻っていないというところもかなりあります。コロナだから国からの補助金でというような格好でいろいろ支援はしていたのですが、俗に言う、泊まって割ですとか、光熱費の補助ですとか、そういうのがあったのですが、それがなくなって、やはり今のところ宿泊施設などが若干疲弊しているのかなと、疲弊しているのだといきなり言われているのです。その辺も少し支援の対象にしてやっていただきたいなと思うのですが、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 議員がおっしゃるとおり、コロナ禍のときは実際問題、外からの方が来られなくて宿泊人数が減ったり、交流人口自体が止まっていたわけですから、動かなかったということでもありますけれども、今現在、今年で申しますと、観光の入り込み客数というのが前年でいくと約1割増になってきています。多分最終的には20%くらい、過去のコロナ禍から比べると20%を超える観光入り込み客数になるのではないかと押さえてはいるのですが、いずれにしても、例えばニセコとか富良野のようにリゾートのそういった地区ではないので、そういった支援というのは重要かなとは考えておりますけれども、その辺のところを、今先ほど言ったまちづくり推進会議のメンバーでもありますので、事業者のほうからそういったニーズと状況をお聞きしながら、そういったことに対応していきたいと思えます。

○5番（川野敏夫君） 何とかよろしくお願いします。

終わります。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分程度休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、一般質問等に対する答弁姿勢について。

一つ、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等について。

一つ、遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等について。

一つ、第2期総合戦略の改訂版（1年延長）及び効果検証の進捗状況について。

一つ、市職員の届出住所の確認（突合）について。

以上、5件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 改めまして、おはようございます。

通告に基づきまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

件名1、一般質問等に対する答弁姿勢について。

令和5年10月31日議会は、議長から市長に対し、本会議における答弁の正確性等に係る申入れを口頭で行いました。

その内容は、本会議における質疑等について、議論がかみ合っていないと思われる事案が見受けられることから、議会運営委員会で正式に協議し、一般質問及び質疑における答弁について、誠意をもって正確に答弁されるよう申入れを行いました。1年以上経過しても一向に改善されていません。

また、本年度の議会報告会において、議会を傍聴していた市民からも、事前提出しているはずの一般質問に対し、課長等の答弁内容がちぐはぐで答弁になっていないときがあり、議員もきちんとした対応をしなければならないとの意見を頂いたところです。

そこで伺います。

①令和5年10月31日に議会から申し入れた内容について、どのように受け止め、どのような対応をすることにしたのか伺います。

②産業開発促進条例の専決処分による一部改正について、第2回臨時会と第3回定例会で質問をしましたが、それぞれ次のように答弁をされています。第2回臨時会では、同条例について、委員会で報告した2年延長から何の説明もなく、期限を設けないことに変更した理由について質問したところ、答弁は、省令が正式に決まって失効を避けるため期限なしとしたとのことでした。

同条例は2年延長でも失効はしませんので、失効を避けるためでは2年延長から期限なしに変更した理由にはなっていませんでしたが、同一質疑は3回までとの制限があり、明確な理由の答弁を得ることができませんでしたが、市長からは、指摘のあったことは精査しながら対応したいとの答弁があったところです。

このため、第3回定例会の質問では、今後も同様の手法により事務を進めていくのかと、市長が精査するといった精査結果と今後の対応について質問しました。答弁内容は、2年延長から期限なしに変更した理由は、「同条例の失効の回避を図り、条例の有効性を保持した」「事務処理は妥当であった」とのことでした。

また、専決処分の内容も法令上認められた範囲での対応で、今後も同様に対応する旨の内容でした。

かみ合わない答弁を繰り返し、本来協議が必要で、改めて提案すればよい部分を含め専決処分することについて、今後も同様に対応するとの答弁は、看過できるものではありません。

同条例の一部改正は、第2回臨時会で議決されていますので、今回の一連の手続については、今後のためしっかり検証しておく必要があると思います。

そこで伺います。

ア、同条例は「2年延長」することで失効はしません。「2年延長」から「期限なし」に変更した理由について、明確に答弁してください。

イ、同条例の「2年延長」と「期限なし」は、単純に期限が違うだけではない問題があります。前回も説明しましたが、国が省令を改正したことにより、2年延長だと本市が一定の条件を満たす事業者等に対し、固定資産税を減免した場合、国からの補填措置があります。

国の減収補填措置は、令和9年3月31日までとなっていますので、本市も3年延長までは

国から減収補填措置を受けることができます。一方、期限なしだと、4年目以降の国からの減収補填措置は現時点ではありません。

このため、期限なしとするのであれば、本市では4年目以降は、国の減収補填措置の有無にかかわらず、固定資産税を減免することの是非を議論する必要があります。

これを何の説明もなく、専決処分により条例を改正するということは、適正な事務処理とは言えないと思います。事務処理が妥当であったとする理由を明確に答弁してください。

ウ、本来議論が必要な部分を条例の失効に関連づけ、何の説明もなく併せて専決処分することは、法律上認められた権限とは言えないと思います。

もし、これが認められるのであれば、条例の失効期限の延長に関連づければ、補助金額の引上げや対象事業の拡大なども、併せて専決処分することができることになるとは思います。見解を伺います。

③同じく第3回定例会での専決処分の仕方についての質疑の際に、第2回臨時会では国民健康保険税の賦課限度額の引上げについて、周りの市町に確認したところ、ほとんどが専決処分しているとの答弁でしたので、今後も法定賦課限度額の引上げが見込まれることから、事実関係を確認するため、本市を除く中空知管内の4市5町の専決処分の状況を質問しました。

しかし、質問では本市を除く中空知管内の4市5町の専決処分の状況を確認しているのに、答弁は、空知中部広域連合の構成5団体の状況の説明で、答弁がかみ合っていない。

また、再質問で答弁漏れを指摘し、改めて中空知管内の4市5町の状況について質問したところ、「調べておりません」とのことでした。

一般質問は、その質問内容を事前に文書で通告していますので、課長はもちろん副市長、市長もその内容を確認していると思いますが、副市長、市長は答弁する内容を確認していないのか伺います。

また、なぜこのような答弁漏れが生じたのか、理由を伺います。

④今後も法定賦課限度額の引上げが見込まれるため、改めて伺いますが、本市を除く中空知管内の4市5町で、専決処分により、令和6年度の賦課限度額を引き上げた自治体名について伺います。

もし何らかの理由により、自治体名を公表できないということであれば、9市町のうち、何市町が専決処分により賦課限度額を引き上げたのか伺います。

件名2、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等について。

第3回定例会の一般質問で、上歌最終処分場から河川に放流している放流水について、維持管理計画書で定めている目標値（自主基準値）をT-N（窒素含有量）が、平成27年1月以降ほぼ毎月超え、COD（化学的酸素要求量）についても、令和2年11月以降、半分以上の月で超えていることを指摘し、今後の対応などについて質問しました。

また、令和6年11月20日の行政常任委員会では、執行部側から現時点での放流水の目標値超過に関する状況報告がありました。

そこで伺います。

①前回の一般質問で、上歌最終処分場の放流水が目標値（自主基準値）を上回っていることについて、問題はないのかとの質問に対し、省令で定める基準値（法定基準値）以内であることから問題はないと考えているとの答弁でした。

また、再質問で、道に届出をした段階で、自主基準値は法定基準値と同等の取扱いになり、必ず守らなければならないと思うがとの質問に対し、後ほど内容を確認させていただきたいとの答弁でしたが、この部分について、委員会では明確な説明はなかったと思いますが、確認を

された結果について伺います。

②最終処分場をはじめ、廃棄物処理施設については、法律により各種排出基準が設けられていると思います。本市には、広域連合が所有する焼却施設が稼働していますが、この施設ではダイオキシンの排出基準について、法定基準値よりも厳しい自主基準値を設けています。

もし、この施設から排出されるダイオキシンの測定値が自主基準値を超えた場合、市は法定基準値以内であれば問題はないという姿勢なのか、伺います。

③委員会の報告では、放流水の基準値が自主基準値を上回っていることについて、まだ完全な原因究明には至っていないとのことでしたが、今のところどのようなことが原因であると考えているのか伺います。

④委員会での報告では、放流水が自主基準値を超えていることについて、市と委託管理会社は一定の調査期間をかけ原因究明することを確認した。

また、施設の維持管理に当たり、何度も薬剤調整等を行い、機器等の運転管理要領を改め稼働したところ、10月16日に採取した放流水において、COD、T-Nとも測定値が自主基準値を下回った。しかし、11月20日の測定結果では、CODが再度自主基準値を上回ったとのことでしたが、今後どのような対策を実施するのか伺います。

⑤今後、自主基準値以下の運転が安定しない場合、設備等の改修や、最悪の場合、道との調整や新たに環境影響調査等が必要になると思いますが、自主基準値を見直すようなことも考えられるのか伺います。

⑥道からは口頭指導を行ったと聞いていますが、どのような指導が行われたのか伺います。

⑦前回、再質問で放流水が目標値（自主基準値）を超えていることについて、住民に速やかに状況を説明するとともに、浸出水の処理方法について対策を講じる必要があるのではとの質問に対し、今後、管理業者とか、設備の在り方なども確認しながらの対応になるとの答弁でした。

現時点で、住民への説明はどのような方法と時期、内容を考えているのか伺います。

件名3、遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等について。

本市のホームページに掲載されている統一的な基準による財務書類によると、令和4年度の一般会計等の「資産老朽化比率（有形固定資産減価償却率）」は74.5%となっており、公共施設等総合管理計画で一般的な目安として記載されている35%から50%程度と比較すると、非常に高い率となっています。

また、資産老朽化比率が高ければ、本市のように将来負担比率が低い場合でも、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性があると言われていました。

このため、遊休施設や廃止予定施設については、行政としての有効活用、売却・貸付けや優先順位をつけた計画的な解体除却等の必要があると思います。

そこで伺います。

①現在、ホームページに売却のために掲載している建物は、旧いきがいセンターの1件だけだと思います。これに対する事業者等からの問合せ状況について伺います。

②以前は本市で廃校となった学校は、文部科学省ホームページの「みんなの廃校プロジェクト」に掲載し、売却・貸付けによる活用を募集していたと思います。

このホームページは、地方公共団体から掲載希望のあった未活用の廃校情報について、文部科学省が集約、公表していますので、廃校活用を検討している事業者等は真っ先に閲覧すると思いますが、令和6年11月1日版に本市の廃校の掲載がありません。

登録には建物の構造、面積等の基本情報や外観写真などが必要ですが、売却・貸付額は応相

談での掲載が可能で、それほど手間はかからないと思いますが、登録をやめた理由について伺います。

③旧歌志内小学校、旧西小学校の今後の具体的な計画（有効活用、売却・貸付け、解体除却）について伺います。

④旧歌志内幼稚園、旧老人福祉センターの今後の具体的な計画（有効活用、売却・貸付け、解体除却）について伺います。

⑤旧歌志内中学校は、本市の幹線道路である道道赤平奈井江線に面していますが、平成21年3月に閉校してから16年目を迎えていると思います。

以前から屋上の雨水排水管などが大きく損壊しており、耐震性や老朽化により他の施設への転用や譲渡などが困難な施設として、財源の見通しがたった時点で解体除却する予定だったと思います。

また、平成26年3月に体育館の屋根が積雪により崩落し、その後、体育館部分は解体除却されたと思います。

近年、周辺の景観や環境の悪化が著しく、安全面の観点からも早めに解体除却するべきだと思いますが、見解を伺います。

⑥旧歌志内中学校を解体除却する場合、概算事業費はどのくらいになるのか伺います。

⑦旧西小学校は、本市の主要な市道に面しており、近くに分譲中の市有地、郵便局やスーパーなどもあることから、本市では比較的人通りの多い場所だと思います。

この施設も平成22年3月に閉校してから15年目を迎え、以前は企業誘致等の需要に応えるストックの一つとしての役割を有していましたが、現在は老朽化が著しく、新耐震基準も満たしていないことから活用は困難だと思います。

また、体育館は旧歌志内中学校と同じく、屋根が積雪により崩落するおそれもあり、本施設は歩道に近接していることから、その危険性は旧歌志内中学校の比ではないと思います。

このため、企業誘致等の需要に応えるストックは、新耐震基準を満たしている旧歌志内小学校がありますので、なるべく早い時期に解体除却するべきだと思いますが、見解を伺います。

⑧衛生センターは、平成元年度に供用開始し、し尿等の共同処理により平成27年度から休止施設となっていると思います。公共施設等総合管理計画では、衛生センター等閉鎖済みの施設については、他への転用・譲渡または除却を検討することになっていると思いますが、現在の検討状況について伺います。

⑨衛生センターの休止に当たって、処理施設や設備の洗浄等を行っていると思いますが、廃棄物を処理していたため、一般的な施設に比べ劣化が進みやすいと思います。

現在、排水設備がどのような状態なのかは分かりませんが、転用・譲渡等を行わないのであれば、河川に近接する廃棄物処理施設は、リスク管理の観点から優先して解体除却すべきだと思いますが、見解を伺います。

また、排水口は河川と接続されていないのか伺います。

⑩公営住宅等長寿命化計画などにより、令和15年度までに解体を予定している市営住宅（公営・改良）の数について伺います。

⑪現在、児童館等一元化施設については、令和8年4月のオープンに向け、施設を建設中ですが、一元化施設の完成後、東光児童館、神威児童センター、市民体育館の具体的な計画（有効活用、売却・貸付け、解体除却）について伺います。

⑫現在の庁舎は建設から57年が経過し、老朽化が深刻なため、本年度耐力度調査を実施していますが、この結果によっては、施設の具体的な計画を検討しなければならないと思いま

す。

耐力度調査の結果は、10月末頃をめどとしているとのことだったと思いますが、現在どのような状況なのか伺います。

件名4、第2期総合戦略の改訂版（1年延長）及び効果検証の進捗状況について。

本市の第2期総合戦略の計画期間は、令和6年度が最終年ですが、第2回定例会の答弁では、次期総合戦略の始期を総合計画に合わせ令和8年度からとするため、本年度中に第2期総合戦略の期間を1年間延長する改訂版を策定する予定であるとのことでした。

また、令和5年度の取組状況の効果検証は、秋頃の公表に向け取り組むとの答弁がありました。

そこで伺います。

①改訂版策定の進捗状況について伺います。

②改訂版にはどのような施策、事業の追加を検討されているのか伺います。

③国はデジタル技術の活用による取組を加速化・深化させるために、総合戦略を2年前倒しして策定しましたが、改訂版に国が前倒ししたデジタル技術の活用の部分をどのように取り込むのか伺います。

④令和5年度の効果検証結果の公表に向けた進捗状況について伺います。

件名5、市職員の届出住所の確認（突合）について。

10月30日、管内の市から派遣している一部事務組合の職員が、居住していない住居に対する手当と通勤手当を不正受給し、懲戒処分を受けたとの新聞報道がありました。これは届出住所と居住住所が違うことが原因だと思います。

このことについて、同日の行政常任委員会で、他の議員から、本市ではそのようなことはないのかとの質問があり、答弁は、職員には実態と違う場合は速やかに届出の変更を行うよう言っているの、いないと判断しているとのことでした。

私からは、総務課は住居届、通勤届、給与支払報告書など、いろいろな届出の住所を把握しているので、違いがないかチェックする必要があるのではとの質問に対し、言われるとおり届出の住所が複数あるので、突合をやっていきたいとの趣旨の答弁をされたと思います。

また、以前、札幌市における親族間の賃貸借契約に係る住居手当の不正受給問題が全道に波及したように、ふだんからチェックはしていても、他の自治体で問題が発覚した場合は、改めて再チェックする必要があると思います。

そこで伺います。

①届出等により、市が把握している職員の住所は、どのようなものがあるのか伺います。

②複数ある届出の住所確認（突合）の進捗状況について伺います。

③住居届の住所は市内で、通勤届の住所は家族の居住する市外になっているケースはないのか伺います。

以上、5件の件名について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名1の①、件名3の⑫及び件名5について、御答弁申し上げます。

初めに件名1、一般質問等に対する答弁姿勢についての①、議会からの申入れ内容について、どのように受け止め、どのような対応をすることにしたのかについてでございますが、一般質問等に対する答弁につきましては、質問の真意を把握しながら、行政としての的確な答弁をするよう心がけているところでございます。

昨年10月31日に、議長・副議長から申入れがあった内容につきましては、翌日に開催された企画調整会議において、市長から各課長に伝えられ、申入れ内容について共通認識をしたところでございます。

今後も議員の皆様への質問に対し、丁寧な答弁するよう努めていく所存でございます。

次に件名3、遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等についての⑫耐力度調査の状況についてでございますが、耐力度調査につきましては、当初、10月末の完了をめどに建設課へ入札依頼をしていましたが、最終的に調査期間を3月20日までとし、年度末に調査結果を受ける予定としております。

現時点での調査状況について、委託事業者に聞き取りをしたところ、躯体の強度については、設計基準強度を上回る結果が出ているとのことで、現在は設備等についての更新費用の積算を行っている最中とのことでした。

躯体は緊急を要する程度ではないため、今後は正式な調査結果を受けた後に、住民意見を把握するための調査の実施を含め、検討していくこととなります。

次に件名5、市職員の届出住所の確認（突合）についての①届出等により市が把握している住所についてでございますが、職員から届出のある住所としては、住居届や通勤届、給与所得者の扶養控除等申告書などがあります。

次に、②住所確認の進捗状況についてでございますが、現在住所の突合作業を行っている最中ですが、日常業務を優先しながら並行して行わなければならないため、現時点では完了しておらず、年度内の完了を目指して作業を進めているところでございます。

最後に、③住居届の住所は市内で、通勤届の住所は家族の居住する市外になっているケースはないのかについてでございますが、現在、突合作業をしている最中であるため、作業結果は出ておりません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） それでは、私のほうから、件名1、一般質問等に対する答弁姿勢についての②、アとイについて御答弁申し上げます。

②の産業開発促進条例の専決処分による一部改正について、同条例の一部改正は、第2回臨時会で議決されているが、今回の一連の手續等について、今後のためにしっかり検証しておく必要があるということに対しまして、アでございますけれども、期限延長の部分、それからイの期限については、専決処分に対する事務が適正だったかと、ウについては、法律上認められた権限とは言えないのかということでございますが、アからウにつきましては関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

第2回臨時会並びに第3回定例会での御質問に対する御答弁の内容の繰り返しになると思いますが、まず、専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項に「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合において、なお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる」とされております。したがって、既に議決されている条例の一部改正についてはありませんが、第2回臨時会で報告いたしました専決処分に関しましては、第2回臨時会で御答弁申し上げた内容の繰り返しになりますが、これらの規定に基づき、法令上認められた権限に基づき、自らの判断と責任において意思決定を行い、これに従って行ったものと認

識しております。この上で、これも繰り返しの答弁となりますが、第2回臨時会及び第3回定例会において明確に答弁させていただいておりますが、条例改正の根拠である新過疎省令の公布を待っていたところ、事務処理上の期限である3月29日金曜までに公布がなかったことから、条例を2年延長と期間を定める根拠がなくなり、やむを得ず同日に条例の失効期限を期限なしとするのではなく、削除する改正を行い、同条例の失効の回避を図り、条例の有効性を保持したところであります。

また、減収補填措置の根拠となります新過疎法省令は3年延長されており、仮に議員が御心配するように、国によるこの省令の延長がなされなくなった場合は、そもそも本制度が廃止になるものと認識しておりますが、現状、同条例においては、過疎省令による減収補填を受けることができない業種も含め措置基準を満たす場合は、固定資産税等の免除をする助成措置ができる内容になっており、一連の流れから適正な事務処理であったものであり、減収補填に関しての議論は条例制定時に既に終えているものと認識しております。

したがいまして、繰り返しになりますが、法律上認められた権限の範囲での取扱いであるとともに、条例の目的、その本質に変更はなく、必要最小限の内容であり、何よりも優先されるべきは、市民サービスの停滞や市内企業や誘致企業の活動に影響を生じさせないという行政執行上の観点から、やむなく補充的に行ったものであります。この件に関しましては、既に議決された条例の一部改正の内容であり、執行機関といたしましては、喫緊の行政課題の解決や市民の福祉増進のため、議員の皆様をはじめ職員が一丸となり取り組むことが、本市が置かれている現状であり、新たな産業の創出や雇用の創出に努め、産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私のほうからは、件名1の③と④、件名2について、件名3の⑧と⑨について、御答弁申し上げます。

初めに件名1、一般質問等に対する答弁姿勢についての③及び④について、国民健康保険税条例の一部改正に関する内容ということで、一括して御答弁申し上げます。

他市町村の状況に対してですが、行政事務を行う過程において、他市町村の状況を確認して行わなければならないもの、また参考とするもの、確認を要しないものがございます。

御質問にあります国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分に対する考え方がありますが、今回は、中空知4市5町の状況よりも、本市は空知中部広域連合として一保険者として組織しておりますので、他市町村の状況を要するものではないものとして、9月の一般質問における答弁を行ったところであります。

国民健康保険税については、賦課基準日が4月1日であることは御承知のことと思います。このことから、改正の内容にもよりますが、御質問のときの一部改正条例につきましては、賦課対象者に対して不利益な内容となる限度額の上限額を引き上げる改正のものが含まれており、この改正については、法制執務における不利益不遡及の原則を考慮すると、3月までに上程か専決処分以外の手法が適さないものと判断し、昨年までの同様な改正が4月1日を経過した直近の議会へ上程するというものを改めたものとなります。

このことが全国的にも問題となっており、国保実務第3427号にも特集記事として記載されており、その内容は、全国の地方公共団体が苦慮していることから、地方自治法第245条の4第2項に規定されている、技術的助言の早期發文を厚生労働省より要請などを行っているが、総務省の事務負担などから実現がされていないものとなっている記事でございます。

行政事務を行う上で必要以上に他市町村の状況を勘案することは、地方自治法第1条の2第

2号に規定されている、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと規定されているものに対して反する部分が生じる可能性があることから、今回の国民健康保険税条例の一部改正は、他市町村の状況を勘案する状況にないものと判断し9月の答弁を行ったもので、答弁漏れではなく、議員との見解の相違ではないかと思っております。

他市町村が3月中の上程や専決処分によらない改正を行っているものについて、さきに御説明した内容の中で、特に法制執務における不利益不遡及の原則に抵触する部分を当方で確認しなければならない場面が生じる可能性があるなど、逆に、歌志内市が照会先の市町村に対して、地方自治法第1条の2第2号の規定に抵触しかねないことにもなりますので、今回のように、明らかに省令等の内容や参考図書により判断できるものについては、他市町村の状況を要することなく確認をしないこととしております。

このため、行政事務において真に要する資料として入手しているものに対する質問内容で、さらには、確認している内容が一般的に情報の公開について問題がないことを照会先から確認が取れている場合であれば、今回の質問に対する回答の準備が可能と考えますが、議員個人が質問や質疑のために要する資料等については、歌志内市例規類集に収録されている歌志内市事務分掌規則（平成12年規則第10号）の規定を確認しましたが、担当課が議員の秘書業務を担う規定がない一方で、歌志内市議会事務局処務規程（昭和34年議会訓令第1号）第3条に規定する事務分掌における業務として、各種調査資料の収集及び統計、各種情報の把握に関する事項が規定されております。

また、近年は他市町村の状況を議会で市町村名を出すことを控えております。例えば、公表したことにより、何々市、何々町でも実施しているのにとか、質問の受け答えの中で引用した市町に不快な文章として議事録に記載され、現代はインターネットの普及により情報も公開され、担当部署が真に必要な情報を関係市町村に対し照会したときに、回答を得ることができなくなるともなりません。現実には、北海道市長会での調査結果の資料の提供の際には、部外秘や公開禁止などと情報の取扱いに注意文書が記されております。他市町村が3月中の上程、専決処分、4月1日以降の直近の臨時議会等の上程により、改正を要したかという情報は、条例本文の改正内容として審議すべき情報ではございませんので、今後の取扱いは、改正されるべき条例の内容にもよりますが、事務手続上の観点でありますので、今回の改正の手法については、特に国からは是正勧告を受けているものではないので、専決処分に対しては問題がないと判断しております。

次に件名2、上歌最終処分場における放流水の自主基準値超過の対応等についての①から⑦まで一括して答弁いたします。

まず、①の上歌最終処分場放流水が自主基準値を超過していることについて、法規制値以内であるから問題ないと、前回の一般質問で答弁したことについてでございますが、法規制値を超過していないことから、関係官庁への報告義務はありませんが、問題ないとは捉えておりません。ここでは、関係官庁に対する届出書類等の提出を必要とされているか否かの意味合いに対して、問題がないと御答弁したところであります。決して問題がないとの認識は持っておりません。

その後の答弁の続きとして、自主基準値を超過していることは憂うことであり、施設の維持管理業者とも原因究明に係る協議を進めたいと申しております。

現に、松井議員の一般質問のあった翌日である9月13日に、委託管理会社に来庁してもらい、本事案に対する状況説明を求め、今後の対策を協議した次第であります。

また、御質問の自主基準値は、法規制値と同等の取扱いについて、後ほど内容を確認させて

いただきたいとした件については、自主基準値に法的な有効性は特にないと、空知総合振興局に確認をしておりますが、施設として届出をした基準値を超過していることに対しては、その基準値の遵守に向けた対応をしなければならないとされております。したがって、自ら定めた自主基準値を超過していた事実については重く受け止め、委託管理会社に対し、現在、基準値以内での放流水に向けた機器、薬剤を含めた調整がなされている状況です。

次に、②の中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設に係るダイオキシン排出量が自主基準値を超過した場合、問題がないとの姿勢なのかとの件でございますが、市としては問題がないとは思っておりません。ただ、その前に、中・北空知廃棄物処理広域連合と歌志内市町内会連合会とで取り交わした公害防止協定書に基づき処理される問題であると考え、広域連合と連携を図りながらの対応となると考えております。

次に、③及び④の放流水の測定値が自主基準値を超過したことの原因究明と今後の対策についてであります。11月20日開催の行政常任委員会でも報告いたしました。生物脱窒反応が十分に進行せず、T-N（窒素含有量）の数値超過を生じさせていたことが原因の一つではないかとの見解に基づき、現在、微生物の活性化を維持する水温を探りながらの各種調整を行っているところであります。

なお、原因究明に対しては、行政常任委員会でも申したとおり、鹿やアライグマなどの動物の搬入による影響が懸念されておりましたが、BOD（生物化学的酸素要求量）の数値からその影響はないとの見解は出ていますが、気象条件や水量によっても薬剤調整が行われている現状であり、決定的な原因究明には至っておりません。

次に、⑤の設備の改修、自主基準値の見直しとのことでございますが、現状の設備で自主基準値以下の数値になるよう調整中であり、現に基準値を行ったり来たりするボーダーラインの数値でありますので、設備の改修、自主基準値の見直しなどは考えておりません。

次に、⑥の北海道からの口頭指導の内容とのことですが、11月6日の立入検査の際に、直近での測定値も自主基準値を下回り改善されていることと、再度、測定値が上がったときの対処方法等も確認できたので、今後も経過を注視し、施設管理に当たるようにとの話があり、口頭指導を受けたことにはなっておりません。

次に、⑦の住民への状況説明については、行政常任委員会でも申したとおり、町内会連合会との情報交換会において、超過していた事実、現状の対応や対策などについて説明したいと考えております。

最後に件名3、遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等についての⑧と⑨について御答弁申し上げます。

まず、⑧の衛生センター建物の転用・譲渡等の検討状況についてですが、閉鎖から既に10年近く経過し、湿気等による影響で床、壁、天井の劣化も激しく、転用や譲渡は困難と思われれます。

次に、⑨の衛生センターの優先的な解体除却についてでございますが、衛生センターを休止する際には、施設残留廃棄物清掃委託業務を行っております。汚泥等は処分し、設備内の廃油や薬品類も抜き取りを行い、各種タンク類も高圧洗浄をし、休止するに当たり適正な処理を行っております。

また、排水口と河川との接続については、排水管の縁切りは行っておりませんが、設備を稼働させなければ河川には排出されないものと確認しております。

除却に当たっては、全市的な協議の中で決定されるものと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 私から、件名3の①、③、④、⑦及び件名4について、御答弁申し上げます。

初めに、件名3の遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等についての①旧いきがいセンターへの事業者等からの問合せについてでございますが、当該施設における事業者等からの問合せにつきましては、令和4年度1件となっております。また、市内外の企業や個人から本市への進出や事業拡大等の相談、情報が寄せられた場合には、適宜情報提供することとしております。

次に、③の二つの旧小学校及び④旧幼稚園、旧老人福祉センターの今後の具体的な計画について、併せて御答弁させていただきます。

市といたしましては、有効活用等が見込めない未利用状態となっている公共施設につきまして、公共施設等総合管理計画に記載のとおり、周辺環境の保全や景観維持を図るために放置することが不適切な建物などは、解体除却を進めたいと考えております。

御質問のありました四つの施設について、今のところ今後の具体的な計画はございませんが、市内にはこれらの施設を含め未利用施設が多数点在しており、立地や危険度などを考慮しながら解体除却を念頭に置き、検討してまいります。

次に、⑦旧西小学校の早い時期の解体除却についてでございますが、先ほどの御答弁と重複いたしますが、市といたしましては解体除却を進めたいと考えてございます。しかしながら、近隣における校舎解体に用する費用の試算報道を見ますと、1校当たり約2億4,000万円から3億6,000万円と多額な費用となっております。本市においては他にも老朽化している施設があることから、立地や危険度などを考慮しながら、解体除却を念頭に置き検討してまいります。

次に、件名4の総合戦略の改訂版及び効果検証の進捗状況について、御答弁申し上げます。

①改訂版策定の進捗状況についてでございますが、計画期間を1年延長するに当たり、総合戦略の序章、第1章人口ビジョン及び第2章総合戦略中、3. まちの将来像とそれに向けた戦略までは据置きとし、4. 基本目標と主な施策内に記載の重要業績評価指標（KPI）や事業内容、目標年度などの時点修正による改訂を考え、作業を進めてございます。

次に、②改訂版にはどのような施策、事業の追加を検討されているのかについてでございますが、今回の改訂におきましては、現行の計画策定時に反映されていない、現時点までに実施した事業等の追加を考えてございます。

次に、③のデジタル技術の活用の部分の反映についてでございますが、現行計画の時点修正による改訂を考えていることから、今回デジタル技術の活用部分を取り込む予定はございません。デジタル技術の活用につきましては、次期総合戦略の中で反映してまいります。

最後に、④の令和5年度の効果検証結果の公表についてでございますが、公表に向け、作業に取り組んでいるところでございますが、順調に進んでいるとは言えない状況でございます。少しでも早い公表を行うことができるよう、鋭意取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 私のほうから、件名3、遊休施設の有効活用、売却・貸付け、解体除却等についてのうち、②、⑤、⑥、⑪について御答弁させていただきます。

まず、②の廃校プロジェクトに関連したものですけれども、西小学校について、平成30年から登録しておりましたが、令和3年11月に、翌年度からグラウンドを宅地化する計画に伴

い、また教育委員会から企画財政課に所管替えとしたことから登録抹消をしております。

旧歌志内中学校について、移転当初はプロジェクトが発足しておらず、時期は不明ですけれども、すが漏り等により、天井が朽ちている箇所もあり、修繕に要する費用は莫大なものになると思われるため、登録としておりません。

また、令和3年に閉校した旧歌志内小学校につきましては、登録手続に至る前に施設を利用したいとの打診がありましたが、結果的に実を結んでいないことから、今後、登録について前向きに検討してまいります。

続きまして、⑤旧歌志内中学校の関連ですけれども、数年前より解体のための実施設計について予算要求してきましたが、予算計上には至っておりません。しかし、教育委員会と財政担当において、現状の問題点を共有しており、今後も検討を続けてまいります。

続きまして、⑥番でございます。

旧歌志内中学校の解体除却する場合の概算事業費についてでございますけれども、⑤でお答えしましたとおり、解体のための実施設計には至っておりませんので、近隣における校舎解体に要する費用の試算報道を見ますと、1校当たり約2億4,000万円から3億6,000万円と多額な費用となっております。

続きまして、⑪の一元化施設の関係ですけれども、空き地に伴う各施設の解体除却の件でございますけれども、児童館等一元化施設建設に至ったのは、各施設の老朽化が理由の一つでもあることから、各施設については原則解体除却と考えております。ただし、今まで御質問いただいたとおり、他にも解体すべき施設があることから、費用面、安全性及び景観を考慮して、優先順位を決め、解体に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 最後に、私のほうから件名3の⑩、令和15年度までの市営住宅の解体数についてであります。公営住宅が94戸、改良住宅が304戸の合計398戸の解体除却を予定しております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 時間の関係からちょっと順番が変わるかもしれません。

それで、放流水の関係なのですけれども、口頭指導を受けていないということだったので、私は9月議会が終わった後、振興局に確認しに行ったのです。そのときに確認したら、これは口頭指導ということなのですかと聞いたのです。そうしたら、これは口頭指導ですということではなかったのですけれども、その辺、口頭指導でないという受け止めても間違いないのか、改めて確認します。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 振興局の方は立入検査に来ました。それで、口頭指導というよりは確認作業ということで、私たちは何度もこれに対して、例えば書類を出さなければならないとか、何があるのですかという相談はさせていただいたところです。ニュアンスの違いかもしれませんが、振興局の調査、立入検査があったときにお二方来ていただいたのですけれども、内容を確認して、今後においてもこうでということ、私のほうでは何かさらにあるのでしょうかと確認したら、いや、今、状況を見たところ、現状は落ち着いている。ただ、どうなるとも、やはり微妙な数字で動いていると。その先の委託管理会社の確認もした中で、確認が取れたのでいいですよということで、その取り方の部分かもしれませんが、十分その

ことについては、その現場において確認してきたということは確かですので、特別な書類をもらっているわけではないです。ただ、言われている、その確認したことはこれからも遵守するという考え方で動いているところでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 分かりました。そのことは振興局のほうにも再度確認をしてみたいと思います。

産業開発促進条例の関係だったのですけれども、先ほど、期限はなしではなくて削除したと言っていましたけれども、削除したということは期限なしにしたということと同じなのですよね。それで、期限なしにしたいのであれば、なぜ2月の行政常任委員会で2年延長と説明したのでしょうか。この時点で、期限なしとか削除と説明していれば、議会としても議論や検討はできたと思うのです。意図的に行っていると受け止められても仕方ないと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） これも繰り返しになってしまいますけれども、2月の常任委員会のときにお話ししているのは、明確に、新過疎省令の改正が正式に決定次第、改正を行うということで、2年の延長と含めて御説明したところだと思っておりますので、その根拠がなくなったということで、その部分を削除したということでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 今も答弁がかみ合っていないと思いますけれども、時間の関係で次に行きます。

市長に確認します。問題なのは、正式に委員会に報告したものを、緊急性がない部分も専決処分をして、しかも今後も同様に対応する、継続するということが問題なのです。

持ち時間もあまりありませんので、市長に再度確認しますけれども、今までの議論を聞いて、議会に正式に報告したものをほごにして、緊急性がないものも含めて専決処分をするようなことも、今後も継続するという考えに変わりがないのか、お伺いします。はっきり答弁していただきたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 常任委員会におきまして、公布がなくても2年間にするというのを言っておけば、こういうふうにならなかったのかなと思うところでございます。

今後も同様にするということではなく、今後は、その辺、判断を広げてということになりますか、そんな形で対応していかなければならないかなと思うところでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） そうしましたら、解体除却の関係なのですけれども、解体を急ぐものとゆっくり計画的に解体する建物を区分する必要があると思います。幹線道路や人通りの多い市道に面し、老朽化が著しい旧歌志内中学校、旧西小学校、そして今後廃止が予定されている市民体育館、河川に近接し廃棄物を処理していた衛生センターなどはこれに当たると思うのです。これはなるべく早く解体したほうがいいと思うのですが、その他の建物は、沿線や周辺的环境などを考慮して、ある程度年数をかけて計画的に解体すべきだと思います。特に市営住宅、令和9年から令和15年の7年間で384戸、年平均55戸廃止を予定しておりますが、廃止イコール解体ではないかもしれませんが、人通りがほとんどない、神威神楽岡や歌神二区などの住宅は少し先延ばしをして、各年の負担も圧縮すべきだと思いますが、それについて答弁をお願いします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 解体の優先度を見ながらということになろうかと思います。市営住宅も、今現在全く人が入っていない棟数でいきますと30棟ございます。市営住宅は計画的に解体除却をしているところでございまして、やはり予算の状況を見ながらということで優先順位づけを図っているところでございます。まずは市営住宅、今現在は中村地区を行っているところでございます。今後は、桜沢とか桜ヶ岡というのもそのままの状態でございますし、歌神二区もそのままの状態でございます。

また、ほかの建築インフラについても、計画的に予算の状況を見ながら、優先度を決めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

一般質問の途中ですが、午後1時15分まで休憩といたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時11分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

質問順序7、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、令和7年度予算編成に向けての重点課題について。

一つ、市道等の整備について。

一つ、ナチュラル・ビズ・スタイルの取組について。

以上、3件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、お疲れさまです。

まず質問に入る前に、去る10月に実施された歌志内市長選挙において、柴田市長が再選を果たされました。また、第5回臨時会において、東所副市長が新たに副市長に選任されました。今や本市においては、人口減少対策など数多くの課題を抱えており、全てに待ったなしの状況でございます。これまでも、機会があるごとに申し上げておりますが、議会と行政が両輪となって、この難局を乗り越えるべく、私は活発な議論を交わしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

件名1、令和7年度予算編成に向けての重点課題について。

本年10月に、歌志内市長選挙が執行され、柴田市政2期目がスタートしました。

柴田市政1期目については、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症の対応に追われるなど、真に思い描いた政策を進めることが難しい状況でありましたが、そのような状況にあっても、新規事業や既存事業等の充実を図り、政策を推進してこられたものと認識しています。

このような状況の中、市では現在、令和7年度に向けた新年度予算編成作業が行われておりますが、限られた予算の制約の中での作業になるものと認識しています。

そこで伺います。

①令和7年度当初予算編成方針について、当初予算編成の大まかな方向性は何か伺います。

②柴田市政の重点政策について、令和7年度末を見据え、最も注力し前進させたいと考えておられる政策は何か伺います。

③限られた予算の制約の中で、市長として政策判断の優先度を決定するに当たり、根拠とす

る考え方を伺います。

④令和6年度において、個別計画が策定されているにもかかわらず、事業の具体化が遅れている事業があるのか伺います。

件名2、市道等の整備について。

市内各所において、市道や生活道路の舗装等が著しく破損している箇所が見受けられます。そこで伺います。

①市道や生活道路の整備、維持補修等が必要と思われる箇所が多くあると思いますが、今後、どのような計画で市道等の整備、維持管理等を進めていく考え方なのか伺います。

②今後、人口減少や公共施設の老朽化などにより、行政サービスの効率化を目的として、施設改編等がなされていくものと思われると思いますが、そのことを念頭に置いた道路整備計画は、どのように考えられているのか伺います。

件名3、ナチュラル・ビズ・スタイルの取組について。

市では、地球温暖化対策の一環として、夏季の期間において「クール・ビズ」に取り組んできました。この取組を発展させ、年間を通して省エネ・節電を強く意識し、気候や室温に合わせ、職員一人一人が働きやすい服装について、自主的に判断し執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」の取組を進める考え方はないか伺います。

以上、件名3件7項目の質問につきまして、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

私から、件名1、令和7年度予算編成に向けての重点課題について御答弁申し上げます。

初めに、①の令和7年度予算編成の大まかな方向性についてでございますが、予算編成の方向性につきましては、市民の皆様が安心して健康で暮らせるまち、安心して子育てできるまちの実現に向け、経済的負担の軽減について優先的に取り組むことに主眼を置くとともに、これまで市議会や町内会、市民の方々から頂いた要望や意見を踏まえた予算編成となるよう方針を定めたところでございます。

次に、②の最も注力し前進させたい政策についてでございますが、新年度は、石炭産業のまちから再生可能エネルギーのまちへの転換に重点を置き、模索してまいります。砂川火力発電所の廃止に伴い、空知炭礦株式会社による石炭の露頭採掘事業が終える予定であり、この跡地が石炭に代わる再生可能エネルギーの基地として生まれ変わるよう、空知炭礦株式会社とともに、風力や太陽光発電の可能性について調査・研究を実施し、新たな産業と雇用の創出に向け、検討を進めてまいります。

次に、③の政策判断の優先度についてでございますが、優先度につきましては、①の御答弁でも触れておりますが、予算編成方針の中で、安心して健康で暮らせるまち、安心して子育てできるまちの実現に向け、経済的負担の軽減について優先的に取り組むこととしておりますが、社会情勢や市民の方々からの要望を伺った際、真に必要な施策については、優先順位を引き上げることになると考えております。

いずれにいたしましても、市民が主役の住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指して判断をしているところであります。

次に、④の令和6年度において具体化が遅れている事業があるかについてでございますが、個別計画を策定し、実施する事業において、令和6年度で具体化が遅れている事業については、現状ないものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名2、市道等の整備についての①、②について御答弁申し上げます。

初めに、①今後どのような計画で市道等の整備、維持管理等を進めていく考え方についてであります。

市民の安全で安心な暮らしを支える上で、道路は重要な役割を担っております。例年、市民や町内会からの要望、また、日常的なパトロールにより、道路施設の損傷、障害物などを確認し、随時補修等を行っております。損傷が著しく、小規模での補修で対応できない場合は、次年度以降の予算において市全体の優先順位を勘案し、補修や修繕などを行いながら維持管理に努めております。

また、橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延命化に向け、計画的な修繕事業を行うことで安全性の確保に努めております。

今後の整備、維持管理につきましては、従前同様、常に道路状況を把握し、車や歩行者など通行が困難とならないよう補修、修繕に努めてまいります。

次に、②施設改編等を念頭に置いた道路整備計画についてであります。

市道や生活道路は、市民生活に欠かせない重要なインフラの一つであると認識しております。また、施設の廃止または統廃合などによる利用者の減少を見据えた今後の道路整備事業を、計画的に進めることは大変重要であります。このため、市民の安全・安心を確保しながら、道路整備や照明の見直し、除雪、草刈りの実施などを行いながら、効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名3、ナチュラル・ビズ・スタイルの取組について、御答弁申し上げます。

北海道をはじめ、近隣市町でもナチュラル・ビズの取組を進める自治体が増えてきています。省エネや仕事効率を意識した働きやすい服装は、今後もより一般的となりつつあると思われませんが、服装については、一人一人が判断して軽装等を行うため、TPO、いわゆる時と場所と場合に対するルールや具体的なイメージを示すことの必要性、来庁者の評判等についても検討していく必要があると認識しており、内部にて検討を行っていたところでございます。

これら懸念事項についても結論を出しながら、できるだけ早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、確認を含めまして、順次再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、件名1の令和7年度予算編成に向けての重点課題についての関係になりますが、新年度予算の内容につきましては、今後來年3月に予定される第1回定例会で議論することになるかと思っておりますので、詳細まではお聞きするつもりはございませんが、昨今の経済情勢を踏まえた中で市民生活を守るための予算、どうしても必要な福祉的な予算などは別としまして、それぞれの各課において重要な案件があると思っております。政策的に進めていく予算、例えば産業課においては観光関連の予算、教育委員会であれば児童館等一元化施設に係る予算など、

現時点では予算要求の締切りがあしたですね、12月13日とお聞きしており、今後予算査定を行うことになろうかと思いますが、既に新年度に予定する新規事業の取りまとめは終わっているのかなと思っておりますので、新年度に予定する新規事業の概要について答弁できる範囲で構いませんので、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ありがとうございます。

ただいまの御質問の新規事業の取りまとめということで、私も今後、取りまとめの後は副市長査定、市長査定ということになりますけれども、私が着目する中で、これはやっていかなければならないというものについて、全てではございませんけれどもお示しをさせていただきたいと思います。

最初に効率的な行政を進めるために、まず市内の生成AI環境、こういうものを構築して、効率的な行財政運営を推進していきたいと思っております。

また、当初予算が困難になるかもしれませんが、現在、庁舎の耐力度調査を行っているところでございます。この成果というものはまだ今後上がってくるわけでございますが、総務課長からも御答弁申し上げておりますとおり、耐力的には問題なしということでございます。しかしながら、現状はどうかと、耐力度は確かにあるけれども、それらの設備関係、例えばこの蛍光灯を見ますと、やはり省エネになっていない、これを全てを取り換えるとどうなるかとか、そういったことで問題点の洗い出しとか、また庁舎の必要性と申しますか、使い勝手も含めてどうかということも検討していかなければならないかと思っております。その中で、その成果を見ながら、今後当初予算で予算化がいいのか、その判断を少し時間がかかるので、補正で何らかの調査関係の委託費を計上するのか、これは今後検討する中で進めていきたいと思っております。

また、活力と魅力あふれるまちの施策としては、ロマン座周辺の環境整備も進めていかなければならないかなと思っております。

本日の川野議員からも、その辺の考え方というものが御質問されておりますけれども、箱物について今どうのこうのではなくて、枕木もかなり傷んでおりますので、その辺の周辺整備も含めて、看板も日本遺産に登録、もしロマン座がされるとなると、その辺の看板も設置しなければならぬかなということで、それらについても考えていただいております。

また、高齢者の酷暑対策ということで、これも兼ねてから議員の方から、高齢者の健康を守り抜かなければならない、これについても、新たな酷暑対策助成制度を創設していきたいと思っております。

また、地域医療の確保と安定した医療の提供ということで、これらについては医療機器の整備ということで、これは年次的に計画的にやっているわけでございまして、また、医療機器の整備や施設の整備ということも含めて、考えていきたいと思っております。予算化を目指していきたいと思っております。

また、心ふれあうまちとしては、地域福祉推進員と生活支援コーディネーター、これらについての人的配置も考えていきたいと思っております。

また、子育て用品の新たな取組ということで、子育て支援に対する新たな施策も考えているところでございます。

また、安心して快適に過ごすことができるということで、今ほど佐藤議員のほうからも市道等の整備についてのお話がありました。市道の補修はもちろんでございますけれども、橋梁改修計画と申しますか、橋梁も傷んでいる橋梁がございまして、これについても設計費の計上

をしていかなければならないのかなと思っております。

また、市営住宅につきましては、共用灯のLED化を進めていきたいとも思っておりますし、東光シルバーハウジングの屋根外壁、これらについても二十数年がたっておりますので、これについても改修をしていきたいと。また、神威シルバーハウジングのエレベーターの改修についても進めていかなければならないかなと思っております。

また、豊かな心を育む教育と文化のまちとして、令和2年度に購入いたしました、1人1台の端末タブレットの更新ということも進めていかなければならないのかなと思っておりますし、今年御討議いただいて2棟の教職員住宅、教頭住宅を建設しておりますけれども、校長住宅、これらについても一応本町地区で1棟進めていかなければならないかなと思っております。

以上、全てではございませんけれども、今後市議会の議員の皆様からもこのたび御意見を頂きましたので、そういった御意見も考慮しながら、新たな令和7年度の予算を検討していかなければならないと思っておりますし、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 市長から丁寧に御答弁いただきまして、政策の部分まで触れていただいたのですが、政策の部分でも再質問を御用意していましたので、重なる部分もあるかと思いますが、柴田市長におかれましては、10月の市長選挙の際に、再生可能エネルギー、市民が安心して健康で暮らせるまち、子育て支援、人口減少対策、商工業と観光産業の発展、持続可能な行政運営など、六つの公約を市民の皆様にご訴えられておられました。私は、どの公約も本市にとって大切な施策と思っておりますし、この取組を実現することが、今後歌志内の将来にとって非常に重要なものになってくるのかなと考えております。

先ほど、答弁いただいた来年度、令和7年度末を見据えた取組として、広大な露頭跡地を活用した再生エネルギーの基地として生まれ変わるよう注力していきたいと、そういった答弁がございました。その政策を実現するに至っては、時には市長が政策的に判断し、推し進めることもあろうかと思っております。

そこで、市長に再度お聞きしますが、柴田市長におかれましてはもちろんのことですが、誰よりも強い意志を持って、この市長選挙で掲げられた公約実現に向けて取組を前進させることと思っておりますが、改めましてその決意をお聞かせいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 公約に掲げた第一の私の政策といいますか、一番重要視しなければならないのは、やはり石炭産業から再生エネルギー産業ということでの転換。2027年3月をもって、砂川火力発電所が廃止になると。したがって、歌志内の石炭も2026年12月をもって、北海道電力に納品しなくなるということを受けまして、広大な露頭跡地があるわけでごさいますし、全く障害物もないという、風力、太陽、非常にポテンシャルがある場所であるのではないかなと思っております。そんな中で、石炭から再生可能エネルギーのまちへと転換して、雇用の継続と新たな産業の創出ということで、私はこれについて全身全霊で取り組んでいかなければ、この歌志内、ないのかなといいますか、本当にそういう気持ちで、これについては空知炭礦と共に前に進めていかなければならないかなと思っております。

雇用の創出、多くの雇用を要しないかもしれませんが、太陽光あるいは再生可能エネルギーがあることによりまして、関連産業というものも誘致に結びつくのではないかなと思っております。例えば太陽光パネルにつきましては、北海道では後発でございますけれども、リサイクル施設というのは北海道にないということも伺っておりますので、太陽光のパネルのリサイク

ルということも、今後そういう可能性もあるのではないかなと思っております。またエネルギーが近くにあれば、エネルギーを受けたいという事業者の誘致というのにもつながっていくのではないかなと思っております。これらについて議員の皆様からもいろいろ御意見、御指導いただきながら、そして市の職員と一丸となって進めていきたいと思っております。

また市民の方々が安心して暮らせるように、健康検査の新たな取組とか子育て支援についても、今ほど冒頭にお話ししましたが、予算づけをしながら健康寿命の延伸も含め市民が健康で安心して暮らせるまちを構築していかなければならないかなと思っております。

先ほどの繰り返しになりますが、特に高齢者の酷暑対策ということで、まさに佐藤議員のほうからも御意見を頂いておりますが、最近の北海道も暑いわけでございまして、28度以上は昨年と一昨年で約60日近く28度以上あったということで、消防のデータからも頂いております、その辺を理解しております、やはり北海道も本州と同じだなということで、これらについては高齢者にまず特化して、エアコンの設置の助成を検討していきたいと思っております。

また、ロマン座の日本遺産の構成文化財の登録ということでございます。これらについても身の丈に合ったということで御意見も頂いておりますので、これらも含めて総合的にどのようにしてロマン座を保存、伝承していくのかということでございます。

さらには、道の駅のリニューアルオープンも来年4月以降にオープンを迎えるわけでございまして、それらの点と点を線で結んで交流人口の増につなげていきたい。このことによってビジネスが生まれるチャンスがあるのではないかなと思っております。

また、昨日でしたでしょうか。上歌ヴィンヤードのワインが、デンマークコペンハーゲンのノーマというレストランですか、そこで採用、京都で今、期間限定でレストランで提供しているみたいですが、そういったすばらしい世界が認めるワインも、今後、そういったワインをたしなみにといたしますか、そういう方も訪れてくるということも考えますと、本当にこの歌志内、そういった産業が観光産業とともに栄えることによって、新たな雇用の創出、また移住・定住化にもつながると思っております。

私の政策については具体的なこれだということではなく、いろいろな要素を取りまとめて相乗効果を増すと考えておりますので、今後も引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしく申し上げます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 市長、答弁ありがとうございます。

次に、先ほど御答弁いただきました市長の政策判断の関係になりますが、私は、市長が、リーダーが政策判断をするためには、この関係ですが、全国市長会のホームページに掲載されていたものを簡単に御紹介させていただきますが、「都市自治体の最も重要な基盤は、市政に寄せられる市民の信頼と協力である。地方分権時代の自治運営が、地域の自己責任、自己決定をより重いものになっている今日、我がまちの共感の下に、市民と自治体の協働関係が築き上げられることは何にもまして重要である。もちろん、その中で市民の代表者によって構成され、自治体の意思決定機関である市議会が適切な役割を果たすことは言うまでもない。自治体の行政運営や政策決定等について、市民が理解し納得するように、その合理的な理由や根拠を十分に説明し、さらに、実施した政策の成果について、できる限り数値を示して明らかにすることの重要性を指摘する意見もある。自治体ではそれぞれのスタイルで、そのような努力をしてきているが、今後、市民との間で文字どおりのパートナーシップを成立させていくためには、このような努力がますます必要になろう。自治体の現状、将来の課題等について、市民が的確な

情報を持ち、政策判断について自治体とともに考えることができるようにすることは、市民の信頼と協力を得るために、何より必要であり、情報公開や透明性の確保の本質的な意義は、ここに求められるべきであろう」と、このようなことが掲載されておりました。これにはまだまだ続きがありまして、非常に長文になることから、これ以上の紹介は差し控えますが、私はまさしくこのとおりであると、これが地方自治に求められている政策判断をする上の原則と思っております。

柴田市長は市民と協働のまちづくりを掲げられておりますが、そのためには政策判断を行う前提として、市民との信頼関係なくして、その判断を行うことは、今や時代の流れに沿わないのではないかなど考えられる、私自身考える部分もございます。

先ほど頂戴した答弁で、市長が言わんとすること、考え方について読み取ることができますが、いま一度、先ほど私が御紹介させていただきました、全国市長会で発信している内容を踏まえまして、繰り返しの答弁になろうかと思っておりますが、今後、予算査定も控えられておりますので、改めて市長の認識をお聞きしたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） どうもありがとうございます。

市長は選挙公約などを打ち出して政策を進めると、そのために予算や条例など案をつくって、市議会議員の皆様は市民の代表として、その案を慎重に審議して決定するということになるわけございまして、これは市議会の基本的な権限である議決権というのですか、また予算や条例を決定する権限になることから、市長は議会の議決に従って市政を進めていかなければならないということ、このように言われているわけございまして、このようなことから市議会を議決機関、市長を執行機関と呼び、互いに牽制して協力し合いながら均衡を保ちつつ、同じ目的である市政の発展のために活動をしなければならないということであるわけございまして、既に議員御承知のとおりかと思っております。

佐藤議員が申し述べられました自治体の現状や将来の課題について、市民が的確な情報を持って政策判断をしなければならないということについて、自治体とともに考えることができるようにすることが非常に重要だと、いわゆる一丁目一番地だというお話をされましたが、まさにそのとおりかと思っております。

市政の発展は、行政と議会の協力、信頼関係がまさに重要であると私も思っておりまして、市長も議員の皆様もそれぞれ市民から選ばれての今があるわけございまして、市民の負託に応えなければならないというわけございまして、よって、佐藤議員が申し述べておりました、市民との信頼関係なくして政策を判断することは時代にそぐわないということは、まさにそのとおりかなと思っております。今後、政策判断については、自治体とともに市民とともに、お互いに情報共有しながら進めていくことが非常に重要だということで、これをしっかり私も頭の中に入れて進めていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

私は、先ほど柴田市長の決意を改めてお聞きし、やはりこれまでも何度も申し上げておりますが、議会と行政がお互いにコミットしながら、まちづくりを進めることが重要と認識しております。

私たち議会の責務は、一般論として、公正性と透明性を確保すること、市民の意見を的確に把握して市政に反映すること、政策の決定及び執行について監視し評価すること、重要な政策については、政策立案の段階から論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むことなど

と、ほかにも役割としてはたくさんありますが、こういったこととされております。

私たち議員も、この原則を改めて認識した議会運営が求められていることを再認識するとともに、市長にはやはり市民との対話、市民の方々が今何に困っているのか、行政に対してどのような考え方を持たれているのか、これはちょっと通告していないのですけれども、山崎議員の昨日のやり取りを聞いていまして、今年度まちづくり懇談会は開催予定がないと。でも、私はこういった取組を積極的にして行って、きちんとしっかりと市民の声に耳を傾けていただいて、今後予定される予算査定に挑んでいただくように、改めてお願いしたいと思います。

この関係はまた時間を割いてやりますが、次の質問に移らせていただきます。

件名2の市道の整備の関係になります。

①の関係になりますが、市内を車などで走っていると、経年劣化によって舗装がねじれていたり、膨らんでいたりして、自転車で走ると、転んでしまうような箇所も多く見受けられています。特にそういった箇所は、日常的に市民生活に直結する場所、団地の中で、そういった道路が多く見受けられます。もちろんそういった箇所も建設課では把握されていることと思いますが、修繕や補修を必要とする判断について、単に車両、自動車が通行することが困難かどうかで、修繕対応されているのではないかなと思われる部分もございます。

本市は御承知のとおり、高齢者の方が多いまちであります。もう少し、お年寄りの方がひょっとしたら転倒するのではないかなと、そういった視点も踏まえて修繕対応をしていくことが必要と考えますが、改めてその考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 市道等の整備につきましては、先ほどの答弁と重なる部分もありますけれども、建設課によるパトロールはもとより、一番多いのは市民からの要望、あるいは各町内会、自治会からの要望があります。道路だけではなく、のり面ですとか、あるいは側溝等の凍上による経年劣化といいますか、損傷があります。また、道路そのものはそれほど劣化がなくても、それにまつわる街灯等が機能していなかったり、そういった場合はLED化となるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、市民の声をよく聞きながら、皆さんが安全・安心に歩行できる、車両においては通行できるよう、道路整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁、ありがとうございます。

市で管理する道路、いわゆる市道や生活道路、住宅道路もそうですが、非常に延長距離が長く管理することは私も承知しています。その道路に合わせて、答弁にもございましたが、照明の関係です。除雪や草刈りですとか、道路の側溝も合わせると膨大なものになります。しかし、道路なくして生活は成り立たないのです。日常生活の外出、また救急車両の通行など、道路は大切なものと私は認識しています。

しかし、一方では今後の公共施設の統廃合やスマートシティを推進するに当たって、しっかりとまちの将来の在り方を考えて、道路を維持管理していくことが必要になってくるものと考えております。これは道路だけに当てはまるものではないと思いますが、そういった将来を見据えて道路の維持管理を行うことが必要であり、先ほどの答弁から私の考え方と一致している部分もあるのかなと思っております。

そこでいま一度お聞きしますが、答弁にありましたが、市民生活に欠かせない重要なインフラの一つとして、効率的に維持管理を進めていくため、道路の管理計画、個別計画を策定し、将来を見据えて管理することが必要と考えますが、計画の必要性について改めて、その考え方

をお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） まず、本市におきましては、現在、橋梁の長寿命化計画、これは策定しております、ホームページに掲載しております。橋梁の計画は国において、国における補助金を活用して策定したものでありますけれども、道路の維持管理計画につきましては、まだ策定に向けた補助対象の採択要件とはなっておりません。この辺が補助対象になってくると、採択可能となれば速やかに取り組んでまいりたいと思いますが、今、議員がおっしゃいました管理計画、個別計画、こういったものは、計画というものは非常に大事なものかなと思います。道路に関しましては、この時期、秋から冬にかけて点検して、来年こうしようと計画を立てても、いざ雪が解けて春になると、がらりと地盤が悪かったために道路が本当に変形していたり、何でもなかったところが一気に傷んでしまったりとかいう、そういった場合もあります。しかしながら、やはりある程度の計画というものは必要かなと思いますので、この辺も今後いろいろこういったものを取り組んでいきたいなどは思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） この関係については、計画も考えていただけるということで、これ以上お聞きするつもりはありませんが、道路は、市民生活に直結するものでありまして、市民が日常的に使用する行政財産と私は認識しています。これは、他の公共施設と同様に、施設の整備や維持管理のための補修は行政の責任において行わなければならないものであります。よって、その維持管理についてはしっかりと現場確認していただきまして、市民目線での整備等を進めていただくよう改めてお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、件名3のナチュラル・ビズの関係になりますが、この関係については、答弁でもございましたが、北海道をはじめとして近隣市町村でも取組を進めていることと思います。

この関係について、午前中に川野議員からも同様のナチュラル・ビズの関係の質問がありまして、私も真剣にお聞きしていたところでございますが、ひょっとしたら私の聞き漏らしもありまして、川野議員と重複した質問になる部分もあろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

先ほど頂戴した答弁で、できるだけ早い時期に方向性を示したいとのことでございましたが、私はこれまでの経過について何点か再質問したいと思います。まずこの取組を行う前提として、取組を進める前提として、私は省エネ対策、いわゆる地球温暖化対策の関係にもつながってくるのかなと認識しています。環境問題の関係、市民課長いらっしゃいますので、市民課長のほうから、地球温暖化対策といった視点から、その取組に対する見解をお聞きできればと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 予定していないのですけれども、環境問題、皆さん方にも過去から地球温暖化対策だとかということで、今年度も地球温暖化対策の区域施策編というものを今策定中で、今年度末に向かって、庁内の各課においても何ができるかというようなことも別に動いているところでございます。

ただ、このスタイルですね、服装関係、これは皆さん方も御承知だと思いますけれども、最初はクール・ビズという表現があったのかな、それからウォーム・ビズということで、夏と冬を分けたような形で来ました。私がナチュラル・ビズ・スタイルというものを知っているのか、推進されたことが知っているのは、当然私たちも環境問題で、できるだけエネルギーを使わないように、そういう服装を基に温度調整などを、夏も冬も冷暖房という意味合いで、節

度を持ちながら軽装にいきましょうというのが、この全体的なナチュラル・ビズ・スタイルなのかなと押さえています。北海道庁では令和3年度から取組があったということを私たちは通知で知っております。あわせて、午前中の川野議員のほうでは、一部事務組合の会議に行ったときの、何かエピソードといいたいでしょうか、それがありません。私もやはり、砂川地区保健衛生組合だとか、中・北空知廃棄物処理広域連合、あとは広域圏での交通安全、また戸籍のシステム協議会というようなところで、他のまちの方と一緒に会議に参加と。そうすると、近隣ではもうほとんどやっていて、何も問題ないということになっています。

そんな関係で、環境問題をたまたま担当する部署でもあるというのもあるのでしょうかけれども、そういう目線では、やはり冷暖房という在り方の中に、ゼロカーボンというもののウエートはそれなりにあるのではないかと。そこで、1階の来庁者が一番入ってくる所にいますけれども、今まで服装でどうのこうのということでは言われておりませんので、大分市民目線の方々も、クール・ビズという流れの中で、相当な方が背広にネクタイをしなければならないだとかというような感覚は、もう市民感情のほうもないのかなと。あとは節度を持って、あとはエコ化に向けて対応できるものであればしていくべきものと判断しているところでございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 今、環境の関係では市民課長の目線で御答弁いただいたのですけれども、今推進する立場といえますか、そういうふうに捉えたのですけれども、この関係について、再度、もう一度市民課長にお聞きしたいのですけれども、環境問題を担当する所管として市民課から内部的にこういうふうにしましょうとか提案とか、そういう行動は課長の立場としてされたのか、または、そういったことは一切、課内では議論したけれども庁内的には提案されていないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私のほうでは毎月の課長会議というか、企画調整会議というのがありますので、今年の課長会議においては、お金もかからないでできることではないだろうかというような前提条件で、他のまちだとか札幌、北海道なども取り入れているので、クール・ビズを通り越してナチュラル・ビズということをやるときではないかという提案、提言というのは一応再考してもらいたいということでは、会議の中では一言言ったことはございます。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございます。

この関係について、市民課長から今の答弁で企画調整会議において提案がなされたとのことではございますが、なぜこれまでこの取組が進んでいないのか、何が支障になって取り組めないのか。

先ほどの答弁では、服装については一人一人が判断して軽装等を行うため、TPO、いわゆる時と場所と場合に対するルールや具体的なイメージを示すことの必要性、来庁者に対する評判、こういったことを理由に挙げて配慮が必要だよということで答弁されておりましたが、これはほかの自治体で取り組んでいて、私はこういった理由はどこ自治体にも当てはまることなのかなと思うのです。そこで、なぜほかでできて本市ではいまだ取り組めないのか、ちょっとその辺、何かあるのだったら、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） ちょっと消極的ではないのかというようなところだと思いますが、近隣も含めて、これら大概進めていくのは総務課、総務系のところでございますので、そ

これらの部長ですとか課長とか、今までもよくお話をしたことがございます。

やはりここにも、最初の御答弁にもあるのですけれども、住民の周知、あるいは先ほど市民課長も節度などという言葉を使っていましたけれども、どこまでが許せるのか、あるいは実施している近隣のまちの方に聞くと、節度を守れなくて注意をする職員もやはりいると、そういう方のためには文書1枚で周知していくのがいいのか、あるいはイラスト等を用いて分かりやすく、こういうのはいい、こういうのは悪いといった例を示さなければならないよねというようところで、最近、この10月ぐらいとか11月ぐらいからやっているまちが少し出てきたと。私ども歌志内市も、ほかのまちもちょっとあるのですけれども、遅れているのが少数派になったというところでございます。

よくインターネットとかを見てみますと、逆にどこまでを崩して仕事をしやすいような服装になるのか。中にはTシャツの上にジャケットを羽織るのはオーケーと言っている自治体があったり、それでは、ジャケットを脱いだら普通のTシャツだよねとかいったような、やはり歯止めをある程度利かせるためにはここまではいい、ここまでは悪いというところを、これからも一つ一つやらなければならないのでしょうかけれども、後発しているところについては、ある程度ここまではいいけれども、ここまでは悪いというようところを決めてやっていきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 御答弁、ありがとうございます。

ちょっと視点を変えますけれども、このナチュラル・ビズの関係は、私の聞くとところによると、職員組合からも独自提案があったものとお聞きしています。私は、なぜ働く人たちの職場環境、働く人たちの声を無視するのか分かりません、全く分かりません。職員組合からの提案を全て受け入れる、そうはならないことは承知しています。そういう中でも、特に今の市役所は若い世代の方々が多くなってきておりまして、職員組合がそういった若手職員の受皿的な存在になって、自ら働く職場環境を働きやすい環境にしていこうと、そういった意見をなぜ真摯に受け止められないのか。予算が本当に止まらないのであれば、それは慎重にならざるを得ませんが、北海道も実施して、近隣自体も全てではありませんが、取組をスタートしている。こういった提案をどんどん受け入れることによって、私は職員間のコミュニケーションが活発になって、ひいては市民サービスの向上に結びつくものと私は思っております。

いま一度お聞きします。ナチュラル・ビズに対する考え方として、私が今申し述べた視点も踏まえまして、その取組に対する、もうちょっとできるだけ早い時期とかではなくて、これはもう早く私は取り組むべきだと思うのです。素晴らしいことだと思うのです、職員からの提案。総務課長、そのぐらい私は受け止めていただいていたと今まで思っていたのです。やるとははっきり言ってほしいです。改めてお願いします。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） かなり理解のない総務課長だということなのでしょうけれども、やはりするからにはきちんとしたいですし、住民の方にもきちんと周知もしたいです。できるだけ早い時期に方向性を示したいという答弁なのですけれども、議員がおっしゃるように、職員組合からの提案もございます。これらも含めて、市長、副市長と話したときも前向きにしましょうというところを確認はしているのですけれども、明日とか来週とかというわけにはちょっといきませんので、やはり準備があります。庁内に周知する、市内に周知するにしても準備がございますので、それらも含めて、できるだけ早い時期にお示ししたいということで、消極的なそういうような言葉として、今回使っていないということを御理解願えればと思

います。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁、ありがとうございます。

この関係については、何度も申し上げますが、私はやはり一番に考えることは、職員から提案があったという、これ重要です。自ら働く環境を改善しようといった意見は、私は歓迎すべきであり、可能な限り受け止めてほしいと思います。

何が本当に支障になって、何が問題があって、その問題が致命的なものなのか、本当に私には現状、私の中では思いつかないのが、私の考え方です。

先ほども申し上げましたけれども、こういった提案をどんどん受け入れることによって、職員間のコミュニケーションが活発になって、それが最終的には市民サービスの向上につながっていくのかなと考えております。私はこのような考え方から、すぐにでも積極的な取組に期待したいと思います。

環境問題についても市民からの御意見があろうかと思いますが、市民の方々も意識がすごい高まってきています、毎日のように報道等がなされていて。そういった考え方から、市民課長のほうでは地球温暖化対策の法律を推進する立場です。事業者も自らやはり実践しなければ駄目です。そういった視点も踏まえて、4月から本番として、1月から3月まで試行期間として、駄目なところを直して、そういうやり方も可能だと思いますので、ぜひとも何とかこれは取り組んでいただきたいとお願いしたいと思います。

以上をもって、私からの質問を終わらせていただきます。このたびはどうもありがとうございました。

○議長（本田加津子君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間程度休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第46号

○議長（本田加津子君） 日程第4 議案第46号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） —登壇—

私のほうから、議案第46号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります、令和6年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

人事院勧告の概要として、関係部分を抜粋しており、給与勧告のポイントではありますが、給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給（1）俸給表につきましては、民間給与との格差（1万1,183円、2.76%）を解消するため、初任給をはじめ弱年層に特に重点を置き、平均3.0%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。

次に、手当でございますが、期末・勤勉手当について、民間の支給状況に見合うよう、4.5か月分から4.6か月分に引き上げることとなっております。引上げとなった0.1か月分につきましては、期末手当及び勤勉手当に均等に配分され、本年度は12月期に、それぞれ0.05か月、来年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当がそれぞれ均等になるよう配分されることとなっております。

続きまして、寒冷地手当でございますが、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引き上げることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえて、給料月額、寒冷地手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたします。資料は、3ページから4ページにわたります。

第33条は、期末手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

令和6年12月期の期末手当の支給割合を、一般の職員については0.05か月分、再任用職員については0.025か月分、引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を、一般の職員については0.05か月分、再任用職員については0.025か月分、引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

第36条は、寒冷地手当の支給額の規定でございます。

令和6年度以降の寒冷地手当の月額を、令和6年人事院勧告に伴う国の規定に準じ、改正するものでございます。

なお、別表第1から別表第4までの改正は、令和6年人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正するものでございます。資料は21ページにわたります。

本文に戻りまして、第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

資料の21ページを御覧願います。

第33条は、期末手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。資料は22ページにわたります。

第1条において引き上げられた期末手当関係の規定を、令和7年度以降は、6月期及び12月期において均等になるよう改正するものでございます。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

第1条において引き上げられた勤勉手当関係の規定を、令和7年度以降は、6月期及び12月期において均等になるよう改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条に規定した給料表の改正及び寒冷地手当の月額改正の規定は、令和6年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当の改正は、同年12月1日からの適用に定めるものでございます。

なお、会計年度任用職員の給与につきましても、寒冷地手当を除き、改正後の条例を準用するものでございます。

第3項は、給与の内払でございます。

令和6年4月から支給済みの改正前の条例の規定による職員及び会計年度任用職員の給与について、改正後の条例の規定による給与の内払と見なす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 議案第45号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第45号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与改定を踏まえて、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と合わせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを

御覧願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附則に次の1項を加える。

第13項、令和6年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の235を乗じて得た額とする。

これは令和7年度以降の期末手当の支給月数を、6月、12月、それぞれ0.05か月分引き上げる改正を行うとともに、令和6年12月の期末手当に限り、0.1か月分の引上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、この条例の改正を令和6年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により、支給の期末手当について、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号より議案第50号まで

○議長（本田加津子君） 日程第6 議案第47号より日程第9 議案第50号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東所副市長。

○副市長（東所勝則君） ー登壇ー

議案第47号から議案第49号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

す。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたします。

また、議案第50号の補正予算につきましては、病院事務長より御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第47号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,030万9,000円とする。

第2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

追加。

事項。事件番号、令和6年（行ウ）第19号賃金等請求事件に係る代理人に要する費用。

期間。事件が完結するまでの間。

限度額。賃金等請求事件に係る代理人委任契約による額。

これは、訴訟代理人との契約に関し、契約期間は訴訟が完結するまでとするが、訴訟という性質上、明確な契約期間が設けられず、訴訟の完結が次年度以降に及ぶことも見込まれるための予算措置であります。

次に、議案第48号に参ります。

議案第48号令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,735万9,000円とする。

第2項は省略いたします。

次に、議案第49号に参ります。

議案第49号令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,284万2,000円とする。

第2項は省略いたします。

以上、議案第47号から議案第49号までの補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） それでは、私より議案第47号から議案第49号までの補正

予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、議案第47号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費1節報酬24万円及び3節職員手当等30万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額の改定及び議員期末手当、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合引上げに伴う増額で、改正内容については、先ほど議案説明のありましたとおりであり、以降の会計年度任用職員についても同様でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬108万4,000円及び3節職員手当等16万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。12節委託料165万円の増額補正は、令和6年11月28日付で札幌地方裁判所より口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送付され、本市に対して賃金等の請求に係る訴えの提起がなされたことから、これに応訴するに当たり答弁書作成など本件に関する契約を訴訟代理人、顧問弁護士と締結するため、増額補正するものであります。

5目車両管理費1節報酬79万8,000円及び、8ページに参りまして、3節職員手当等30万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

2項徴税費2目賦課徴収費1節報酬31万1,000円及び3節職員手当等7万3,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費5目医療福祉費1節報酬24万円及び3節職員手当等7万8,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。27節繰出金49万7,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額で、内容は各特別会計のところでお説明いたします。

2項老人福祉費2目介護保険費1節報酬1万6,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額の増額であります。

10ページに参りまして、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1節報酬12万9,000円及び3節職員手当等1万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

次に、7款1項とも商工費4目観光費1節報酬50万5,000円及び3節職員手当等16万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費1節報酬24万円及び3節職員手当等10万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

次に、10款教育費、12ページに参りまして、2項義務教育学校費1目学校管理費1節報酬90万3,000円及び3節職員手当等28万8,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

3項社会教育費3目図書館費1節報酬24万7,000円及び3節職員手当等7万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

4目コミュニティセンター費1節報酬77万6,000円及び3節職員手当等27万5,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

4項保健体育費3目体育施設費1節報酬50万8,000円及び3節職員手当等22万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

4目学校給食費1節報酬166万6,000円及び、14ページに参りまして、3節職員手

当等 51万2,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

5項青少年対策費2目児童厚生施設費1節報酬90万2,000円及び3節職員手当等40万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

3目学童保育費1節報酬29万8,000円及び3節職員手当等13万2,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る報酬額及び期末・勤勉手当の増額であります。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費2節給料979万3,000円及び3節職員手当等1,043万7,000円の増額補正は、職員の退職等による減額や人事院勧告に伴う給料表改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び寒冷地手当額の改定に伴う増額であります。

次に、15款1項1目とも予備費434万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、16ページから31ページに、一般会計給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金2,000万円の増額補正は、歳出で計上しております職員分の人件費にかかる財源調整のため繰り入れるものであります。

次に、19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。次に、議案第48号国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして、歳出から御説明いたしますので、国保特別会計補正予算の5ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬4,000円の増額補正から3節職員手当等10万3,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び寒冷地手当額の改定並びに会計年度任用職員に係る報酬額の改定による増額であります。

なお、7ページから12ページに国保特別会計の給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金15万5,000円の増額補正は、給与改定に伴う繰入対象経費の増額によるものであります。

4款諸収入2項1目1節とも雑入4,000円の増額補正は、国保保険事業において雇用している会計年度任用職員に係る報酬額の改定により、空知中部広域連合からの負担金の増額によるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。次に、議案第49号後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして、歳出から御説明いたしますので、後期高齢者医療特別特別会計補正予算の5ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料22万5,000円及び3節職員手当等11万7,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引上げ及び寒冷地手当額の改定による増額であります。

なお、7ページから12ページに後期高齢者医療特別会計の給与費明細書を掲載しております

すので、後ほど御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金34万2,000円の増額補正は、給与改定に伴う繰入対象経費の増額によるものであります。

以上で、議案第47号から議案第49号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） ー登壇ー

議案第50号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

議案第50号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、支出の第1款病院事業費用の既決予定額6億9,907万3,000円に582万1,000円を増額し、7億489万4,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額6億8,984万7,000円に582万1,000円を増額し、6億9,566万8,000円に改めるものです。

第3条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億9,583万5,000円に582万1,000円を増額し、4億165万6,000円に改めようとするものです。

次に、実施計画並びに説明書について、御説明いたしますので、1ページをお開きください。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費582万1,000円の増額の内訳は、給料が1節医師給及び3節医療技術員給で合計89万3,000円、手当が5節医師手当から9節会計年度任用職員手当までで、合計322万6,000円、11節報酬が170万2,000円で、いずれも人事院勧告に伴う給与改定及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げなどに伴うものであります。

2ページのキャッシュ・フロー計算書から、10ページまでの3.給与費明細書の説明は省略させていただき、11ページの4.令和6年度歌志内市病院事業予定貸借対照表につきまして御説明いたします。

御提案した補正予算の結果、12ページの7.剰余金の(2)欠損金、ロの当年度純損失は、補正前より521万1,000円増の8,768万4,000円となり、欠損金合計は9億307万2,000円となる見込みとなっております。

以上、議案第50号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）について、御提案申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、議案第47号令和6年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 1点質問します。

今回、事業別に会計年度任用職員の報酬等が補正されていますが、会計年度任用職員の報酬

の平均改定額と、平均改定率が分かれば教えてください。もし分からなければ、一番多いと思われる事務補助員の改定額と改定率を教えてください。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 平均のほうは出しておりませんが、今、議員が言われました、よく一般的にいる事務員Aという、今位置づけなのですけれども、その者の改定についてお答えいたします。

日額で言いますと、9,327円から1万396円へ、日額で1,069円上がっております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第48号令和6年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第49号令和6年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第50号令和6年度歌志内市病院事業会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

○議長（本田加津子君） 日程第10 意見書案第3号高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第3号高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）

大学の初年度納入金（2023年度）は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業をあきらめざるを得ない人も生まれています。学生の約8割がアルバイトに追われ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」をかかえて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆

円にもものぼります。学生からは、「1日1食。食費を月2000円に抑えている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、「日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、『生活費やお金のこと』が47%で最多」（全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」）と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化にふみ出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出（GDP比）は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

先の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約に掲げ、公明党も「2030年代の大学等の無償化をめざす」、維新は「大学・大学院などの改革と合わせて」という条件付きで無償化をめざすとしました。

多くの党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

記

- 1、大学、短期大学、専門学校の「学費ゼロ」にむけて、当面、授業料半額に踏み出すこと。
- 2、実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
- 3、給付中心の奨学金制度を創設すること。
- 4、奨学金返済の減免を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年12月12日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第3号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申出について

○議長（本田加津子君） 日程第11 閉会中の継続審査の申出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和6年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 3時00分 閉会）

市 長 挨 拶

○議長（本田加津子君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、柴田市長より御挨拶を受けたいと思います。

柴田市長、お願いいたします。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

大変貴重な時間をお借りいたしまして、恐縮ではございますが、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

まずは、このたび提出させていただきました各議案並びに歳入歳出決算について、それぞれ議決・認定をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

今年1年を振り返りますと、元日の能登半島地震、さらには9月21日の台風14号から変わった豪雨が、復興を目指していた能登半島に再び被災をもたらす事態となりました。多くの方々犠牲になられ、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々や、今も復興に御尽力されておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、海外では戦争や異常気象など、不安定な世界情勢の中にある一方で、国内では人口減少、少子高齢化、物価の高騰や人手不足など、諸問題が山積している状況でございます。これらにより、道内の経済状況も回復の兆しは見えず、特に食料品、燃料などの高騰が続きまし

て、私たちの暮らしを直撃している状況でございます。これらの状況を鑑み、福祉灯油をはじめ、商品券の発行事業により、市民の皆様への経済的負担軽減を図る取組について、このたび御同意をいただきました。誠にありがとうございました。

厳しい状況ではありますが、「みんなで創る笑顔あふれるまち」を基本理念に取り組んでまいりました。

最初に、児童館等一元化施設建設事業につきましては、令和2年度から取り組み、策定委員会や子育て世代の方々や多くの市民の皆様、議員の方々からも御意見を頂き、事業に着手することができました。また、教職員住宅につきましても、2棟の建設を進めることができました。これもひとえに、市民の皆様や議員の皆様の御理解、御協力のたまものと心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

これら事業が着実に進み、文教地区として充実することで、歌志内市の子どもたちが健やかに過ごし、歌志内で暮らす全ての市民が集い、交流できる施設になることを期待しているところでございます。

また、道の駅については、6月の第2回定例会におきまして、議員の皆様から、指定管理者の御同意をいただきました株式会社T A I S H I様が目指す、全てがサステナブルをテーマに、歌志内市の歴史と自然を生かし、訪れる人々にサステナブルな価値観と体験を提供するというコンセプトで、今後改修工事が行われ、来春オープンを目指しておるところでございます。

また、歌志内市の歴史は、日本の発展を支えてきた石炭産業の歴史でもあり、先人たちの思いを後世につなぎ、新たな歌志内市の魅力を創造するため、今年6月に、炭鉄港推進協議会に加盟しました。来年には、旧上歌会館、通称悲別ロマン座が日本遺産の構成文化財に登録されることを目指して、取り組んでまいりたいと思っております。

このほか、上歌でワイン栽培事業を展開する、上歌ヴィンヤードのワインが、デンマーク三つ星レストランに認められ、同店が期間限定で京都にオープンしているレストランで、ペアリングドリンクとして採用され、今後、世界が認めるワインとして、歌志内市がさらに注目されるまちになるということは間違いないと確信しております。

今後、チロルの湯やかもい岳国際スキー場も含め、これらの歌志内市の産業が観光資源となり、これから進めていく郷土館や市民の芸術家との連携を強固にし、新たな歌志内の魅力をつくり上げ、交流人口増や移住・定住の増加につなげてまいりたいと考えております。

現状といたしましては、人口減少下にあります。このたびの議会で頂いた御意見や御要望を参考にしながら、移住・定住対策、子育て支援や教育の充実、高齢者の方々が安心・安全に生活できるよう、居住環境や交通の利便性の確保に努めてまいります。

来年に向けて進めていかなければならない課題も多々ありますが、限られた予算の中で効率的な行財政を推進してまいりたいと考えております。

結びに、市政の発展には、行政と議会の協力関係が必要不可欠、不可分な要件でございます。最も大切なことと考えられておるわけでございます。行政と議会は、車の両輪のように、それぞれの使命により、市民の皆様の負託に応えるべく努力する必要があるものと考えております。

今年も残すところ僅かとなりました。議員の皆様におかれましては、これまで市政推進に当たり、格別の御支援、御協力を頂いてまいりましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。皆様が新年を御健勝にて迎えられますよう、御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君）　ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

1年間、大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 下 山 則 義